

令和3年9月定例会
政策総務常任委員会会議録

招 集 月 日	令和3年9月10日(金)
会 議 場 所	市役所 5階 議場
開 議 日 時	令和3年9月10日(金) 午前 8時58分
閉 会 日 時	令和3年9月10日(金) 午後 3時10分
委 員 長	橋 本 稔
委員会出席委員	
委 員 長	橋 本 稔
副 委 員 長	芝 寄 和 好
委 員	中 野 昭 竹 田 悦 子 田 中 克 美 坂 本 晃 金 子 雄 一
委員会欠席委員	なし
議 長	
委 員 外 議 員	なし
傍 聴 者	なし

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第 7 1 号	第 6 次鴻巣市総合振興計画基本構想の変更について	原案可決
第 7 2 号	鴻巣市にぎわい交流館条例	原案可決
第 7 3 号	鴻巣市個人情報保護条例及び鴻巣市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 7 4 号	鴻巣市職員のサービスの宣誓に関する条例及び鴻巣市立学校県費負担教職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 8 3 号	令和 3 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 6 号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 8 8 号	令和 2 年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分	認 定

委員会執行部出席者

(市長政策室)

市長政策室長 佐々木紀演
市長政策室副室長 藤崎 秀也
市長政策室参事兼
秘書課長 小林 勝
市長政策室参事兼
総合政策課長 武田 昌行

(総務部)

総務部長 榎本 智
総務部副部長 森田 慎三
総務課長 國島 清文
総務課副参事 原口 佳之
職員課長 関根 正
契約検査課長 堀 岳夫
ICT 推進課長 中根 哲
やさしさ支援課長 小川 裕子

(財務部)

財務部長 山崎 勝利
財務部副部長 谷 広明
財務部参事兼財政課長 鈴木 誠司
財務部参事兼
資産管理課長 関口 敬一
資産管理課副参事 山岸 晃
財務部参事兼税務課長 染谷 秀幸
収税対策課長 野口 高志

会計管理者 大塚 泰史
会計課長 沼上 早苗
監査委員事務局長 小川 哲夫
監査委員事務局副局長 鈴木 恵子
吹上支所長 細野 兼弘
川里支所長 山縣 一公

書記 佐伯 幸子

書記 中島 達也

(開議 午前8時58分)

(委員長) ただいまより本日の会議を開きます。

昨日申入れありました資料ですが、各席に配付されておりますので、確認してください。よろしく願いいたします。

初めに、市長政策室参事兼総合政策課長より発言の申出がありましたので、許可いたします。

(説明省略)

(委員長) ただいまの発言はご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

それでは、本日の審議に入ります。

決算の質疑につきましては、1人30分ということでご協力お願いしたいと思います。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(田中) おはようございます。それでは、通告をしている部分について質問をさせていただきます。

まず、15ページのところなのですが、市民税、固定資産税のところなのですが、これ本会議等で説明があったのですが、延滞猶予は1年ということの説明があったかと思うのですが、延滞金等についてはつくのか、つかないのかという、その辺のところを説明していただきたいと思います。

(収税対策課長) ご質問の延滞金の取扱いの部分についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策におきます税制上の措置といたしまして、徴収猶予制度の特例が納税者等へ対応として措置をされました。要件といたしましては、新型コロナウイルスの影響によりまして令和2年2月以降の任意の期間、約1か月以上におきまして事業等に係る収入が前年同期に比べて20%以上減少した場合で、一時に納付し、または納入を行うことが困難であることが申請の条件となっております。措置内容といたしましては、申請されている期間中、無担保であり、かつ延滞金はなしという条件で、期間につきましては1年の範囲内で徴収猶

予を受けることができ、対象の期間につきましては令和2年2月1日から令和3年1月31日（P. 9「令和3年2月1日」に発言訂正）までに期限が到来する個人市民税、法人市民税、固定資産税など全ての税目が対象となります。

以上でございます。

（田中）先ほどは、この条件で20%減少しているというような話だったと思うのですが、それに該当しない事業者に対しては何かあるのでしょうか、猶予措置が。

（収税対策課長）今回コロナの特例という形の制度になりますので、この前年度、20%以上の減額がなかった場合の取扱いになるのですが、それぞれ個々に納税相談させていただきまして、この特例制度ではなく、一般の猶予制度がありますので、そちらに該当する場合には換価の猶予とかという制度がございますので、期間につきましては6か月の納期の延長、延滞金につきましては50%減免という制度がありますので、またそちらに該当するかどうか生活状況、会社の運営状況等を聞き取りをさせていただきまして、該当するようであれば、通常の猶予制度の運用で対応することとなります。

以上です。

（田中）それでは、最後の質問、このところの最後なのですが、どうしても払えないという場合、どうしても苦しくて1年を越えてしまうというようなときに対しては、2年目から何か特例をつくっていただいているのでしょうか。

（収税対策課長）1年間のコロナの特例の徴収猶予という形で納期限が約1年の間延長された法人等につきましては、その後納期限1か月前には収税対策課のほうから納期限が迫っておりますと、こちらが納付書になりますという形で事前に申請を受けている方々に連絡のほうを差し上げております。そのときに、1年たつただけけれども、ちょっと納税のほうに厳しいという形の相談を受けるようでありましたらば、特例制度につきましてはもうこの期間過ぎてしまっておりますので、通常の猶予制度が該当になるか、先ほど説明させていただきましたとおり、また内容

のほうを聞き取りをさせていただきまして、従来の制度で対応できるのであれば、そちらで対応する形で考えております。

以上です。

(田中) 次に、47ページなのですけれども、企業版ふるさと寄附金の収支は、これは返礼品等を差し引いてもプラスであるというような説明だったと思うのですが、今後、私が聞いている範囲ではそんな大したプラスではなかったかなと思ったので、今後の見通しと、これ歓迎できるようなものなのかどうかなのです。制度として鴻巣市にとって、一生懸命やったけれども、大したことなかったかとか、その辺のところはどのような実情なのでしょう。

(市長政策室参事兼総合政策課長) 本市のふるさと納税ですが、令和2年度は件数が4,280件、寄附金額9,655万3,000円ということで、件数では前年度比146%、金額では前年度比132%となっておりまして、本年度も令和3年8月末で110%ということで非常に順調ではありますけれども、この制度につきましては自主財源の確保、それから地域経済の活性化、地域産業の発展を図っていくということで非常に重要な制度であると考えております。

(田中) 何か一生懸命やった割には金額が大したことないと思ったので、これから先どのように考えるのか。ただ、今の説明の中ではこの考え方としては、要するに制度的にはいいということなのだけれども、職員が一生懸命やって200万近くだと大したことないのではないかなというふうに思ったので、ちょっと変な質問なのですけれども、費用対効果ってどうかなということで質問をしたのですが。

(市長政策室参事兼総合政策課長) こちらの今日お配りした資料でもございますとおり、影響額ということで223万3,623円プラスとなっております。こちらが何年か前ですと、平成30年ですと1,000万以上のマイナスになっておりますので、こちら順調に寄附額伸びておりますが、埼玉県内の順位でいいますと、令和元年の8位から10位と2つ下がっております。ほかの自治体もかなり工夫しながら自主財源の確保、それから各自治体のPRを行っているところがございますので、こちらしっかりと取

り組まないとどんどん、どんどん市外へ税というものが出ていってしまいますので、しっかりと取り組んで自主財源の確保を今後も、また市のPRを行っていきたいと考えております。

（田中）ちなみになのですけれども、その返礼品の推移というのはどのようなになっていたのでしょうか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）返礼品の推移というか、上位の人気のものがございますけれども、上位はやはりひな人形が一番金額ベースでは多くなっております。続いて、これ台車です、花岡車輛の台車。もち麦、低糖質パン、それと季節の花苗、常光の梨、そういったものが上位にランキングしておりまして、48事業者から現在459の返礼品を提供いただいている状況でございます。

（田中）次に、そのちょっと下のところで新型コロナウイルス感染症対策寄附金というのがあるのですけれども、これというのとはどのような内容なのでしょうか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）こちらの寄附金につきましては、新型コロナウイルス感染症対策のために事業に使ってほしいということで市民や企業等からいただいた寄附金でございます。令和2年度につきましては、7件で67万円の寄附をいただいております、こちらは新型コロナウイルス感染症対策基金に積み立てております。

（田中）一応企業と個人ということなのですけれども、大体どんなようなというのは言えるのでしょうか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）企業等という部分では、市内の事業者、金融機関等からいただいております。

（田中）今これ令和2年度なのですけれども、この先もそういうのが増える傾向はありますでしょうか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）令和3年度につきましても、企業等から寄附の申出のほうは現在受けている状況でございます。

（坂本）それでは、幾つか確認させていただきます。

最初に、19ページのゴルフ場利用税交付金とありますけれども、これ利用人数って分かります。

(財務部参事兼財政課長) ゴルフ場利用税の交付金の人数をお答えさせていただきます。

この交付金ですけれども、算定につきましては各交付期間の収入額が基準となっておりまして、その基準額に対して10分の7の割合で交付されるものとなっておりますが、具体的な人数は公表されておらず、埼玉県が交付になりますので、埼玉県とかにも1施設ごとの人数の公表はできますかと確認をさせていただきましたところ、埼玉県のほうでは1施設の利用状況に関しての公表はできないというご回答をいただきました。代わりに何か数値があるかどうかということで調べさせてもらいましたが、参考値とはなりますけれども、普通交付税の算定に当たりまして、1日の平均の人数というものが示されております。期間は若干ずれているとは思いますが、そこから推計いたしますと、課税対象者が一応年間で2万7,816人という人数で試算はされております。

以上になります。

(坂本) これは、鴻巣カントリーの部分だけでこれだけですよ。

(財務部参事兼財政課長) はい。委員のおっしゃるとおり、鴻巣カントリーとして普通交付税の算定の基礎となっているものになっております。

以上です。

(坂本) それでは次に、37ページ、魅力ある地域づくり事業の補助金のところで、この事業について詳しくお聞かせいただきたい。

(市長政策室参事兼総合政策課長) こちらの補助金につきましては、県のふるさと創造資金大綱に基づきまして、市町村の魅力ある地域づくりを支援するため、主体的な地域づくりや地域課題の解決に向けた取組に対して補助金の交付をするものでございまして、補助率は事業費の2分の1以内、上限額2,500万円となっております。本市における令和2年度の対象の事業としましては、シティプロモーション動画制作コンテスト事業、それから賑わい創出交流拠点整備事業の設計委託料などが対象となっております。

(坂本) これは、毎年のように来る、そういう補助金なのですか。

(市長政策室参事兼総合政策課長) こちらは、県の基準に合致するものであれば申請のほうができますので、令和元年度も申請しております。同じ動画制作コンテスト事業と県央の4市1町での取組、それから令和3年度、今年度も花と緑の魅力あるまち創造プロジェクトということで申請を行って、花の事業を中心に補助金のほうの対象となっております。

(坂本) 先ほどの中で2分の1以内の補助金、上限2,500万とあるけれども、これは1事業に対してそういう金額なのですか。年間の鴻巣市だったら鴻巣市が受けるだけの補助金の上限が2,500万なのか、1事業で2,500万なのか。

(市長政策室参事兼総合政策課長) こちらは、対象の事業に対して2分の1以内、補助額の上限が2,500万円といった形になります。

(坂本) これ、俺聞き方が悪いかもしれないけれども、要するに幾つか事業をやって、合計がそこまでいってもいいよというやり方なのか、それとも1つだけ、もう1年に1回しかないよという形なの、それとも大きな事業でも2,500万までは出せますよというような形なのか。

(市長政策室参事兼総合政策課長) こちらは、例えば市独自の単独の事業でも出ますし、去年もやりました県央の4市1町、そういった事業でも対象となりますので、あくまでも事業に対して交付をされるものですので、各自治体ごとにとということではない形になります。

(坂本) これ以上やってもしょうがないので、次に行きます。45ページの資産管理課、土地売払収入ということで、今回竹田委員のほうから請求した資料の中に、これがそうですよね、出されている資料の中。

(財務部参事兼資産管理課長) 土地の売払収入につきましては、所有地を売却した収入ですし、土地の所在地、面積などについてはお配りした資料のとおりとなっております。ちなみに、この1から15までが払下げのものになっておりまして、16から19までが公売による売却というふうになっております。

(坂本) 15までの払下げというのは、よく赤道とかという、そういう説明があったけれども、そういう部分なのですか、これは。

(財務部参事兼資産管理課長) はい。そのとおりでして、赤道ですとか

不要になった水路ですとか、そういったようなものを申請者からの要望により払い下げているというものになります。

（坂本）残りの4つが公売という形でやっている。全部そうではないよね。この4つだけが公売になるわけですか。

（財務部参事兼資産管理課長）この16番から19番までの4つが公売によって売却したものになります。

（坂本）そういう公売のときの買うほうの参加者というのはどのくらいいるのですか。

（財務部参事兼資産管理課長）公売をした結果、入札に応じた方の人数としましては、この16番の人形1丁目、これが2者になります。残りの17、18、19についてはそれぞれ1者のみが入札に参加しております。

（坂本）これは、1者といっても個人、会社とかそういうのではなく、1者というのは1人ということですよ。

（財務部参事兼資産管理課長）この16番につきましては、2つとも法人になっております。17番については個人の方です。18、19については法人となっております。

（坂本）次に、53ページ、滞納処分費で26万1,513円とあるのですけれども、この処分の内容についてお聞かせいただきたい。

（収税対策課長）令和2年度におきます滞納処分費の内訳につきましては、インターネット公売におきましてラジコンの飛行機を4台、テレビを1台……

（よく分かんない、ラジコン、の声あり）

（収税対策課長）ラジコンの飛行機です。飛行機のラジコンが4台、テレビが1台、DVDレコーダーが1台、それと自動車が1台になります。それと1件、埼玉県南部地域の市町村で共同で行っております不動産の公売におきまして1件、土地のほうを売却いたしました。それぞれの手数料等の合算が26万1,513円となっております。

以上です。

（坂本）ちなみに、こういうものは差押えで押さえていたものだと思うのです。その差押えを処分するというのは、何年保管とかってあると思

うのだけれども、これについてはどうなのですか。

(収税対策課長) 全て本市のほうで事前に差押え処分等がされている物件につきまして、今回公売させていただいたのですが、なるべく早く換価、お金に換えるということが望ましいということなので、インターネットオークションにつきましては年8回開催されますので、その開催のタイミングを見計らって、差押えの物件の搜索という形で、物を探しに行くような形になります。自動車なんかの場合ですと、保管している間に傷がついてしまったとか、そういったトラブル等もありますので、なるべく差押えかけてすぐ売却できるようなスケジュールで考えております。

以上です。

(坂本) ちょっとよく聞こえなかったところがあったのだけれども、これはもう税金の代わりに滞納処分、要するに押さえますよと。押さえてから公売にかけるまでの期間というのはどのくらいかなと思って、それちょっと分からなかったのだけれども。

(収税対策課長) なるべく早い期間で売却したいので、大体年8回インターネット公売ありますので、その1か月前ぐらいが締切りになりますから、逆算していきますと、差押えも直前でやる場合が多いです。換価、お金に換えるような差押えする場合には何年も寝かせておいたものを売却するということではなくて、もうお金に換える前提で差押えのほうを実行しております。不動産の共同公売につきましては、不動産ですので、いついつまでに売却というルールはございません。

以上です。

(坂本) それでは、57ページの市町村振興協会市町村交付金ということでございますけれども、昨日の説明だと、これ宝くじの何か関係かな、そういうふうに説明受けたような気がしたのだけれども、もうちょっと詳しくお願いします。

(財務部参事兼財政課長) 市町村振興協会市町村交付金の内容についてご説明させていただきます。

この交付金は、昨日も申し上げましたけれども、サマージャンボ宝くじ

とハロウィンジャンボ宝くじ、そちらの収益金をさいたま市を除く62市町村に対しまして、市町村数の均等割、それと平成27年度の国勢調査の人口を基準とした人口割で交付されるものとなっております。具体的な基準を申し上げますと、サマージャンボ宝くじに関しましては均等割のほうが4割、人口割が6割の基準で交付されておりました、ハロウィンジャンボ宝くじにつきましては均等割、人口割とも5割の基準で交付されております。

以上です。

（坂本）今回の活用先というのは、どういうふうになっていたか。

（財務部参事兼財政課長）こちらのほう、一般財源として交付はされておりますけれども、団体のほうに用途の報告をさせていただいております、文化の振興というところの基準の項目に充てているところに充当しております、文化センターの管理運営事業に充てているという形で報告はさせていただいております。

以上です。

（収税対策課長）先ほど田中委員さんからのご質問の中で、コロナ減免の特例の期間につきまして、先ほどは令和2年2月1日から令和3年1月31日までという発言をさせていただきましたが、終わり、終期につきましては令和3年2月1日までが正しい期間となりまして、訂正しておわび申し上げます。よろしく申し上げます。

（委員長）ただいまの訂正はご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

（金子）それでは、通告に従いまして何点か質問いたします。

通告の中では、ちょっと私のほうとして、例えば14ページですか、これは税務のほうの滞納状況とか滞納繰越分とかのことを質問しようと思いましたがけれども、これ内容等は説明していただきましたので、これで全般として考えて増減が少しですけれども、ありました。その額について、影響があるのかなのかということなので状況を説明していただければと思います。

（収税対策課長）歳入のうち滞納繰越分につきましては、軽自動車税、

都市計画税、両方関連ございますので、一度にまとめてお答えさせていただきます。

令和2年度の軽自動車税、滞納繰越分の収入済額につきましては194万9,792円で、徴収率につきましては24.2%となります。令和元年度と比較いたしますと、収入済額は302万5,569円、徴収率は31.8%であり、107万5,777円、7.6%の減となっております。しかしながら、収入未済額におきましては令和2年度の530万1,715円に對しまして、令和元年度におきましては575万4,168円でありまして、45万2,453円圧縮されている状況でございます。また、都市計画税の滞納繰越分の収入済額につきましては327万5,945円で、徴収率につきましては39.3%となります。令和元年度と比較いたしますと、収入済額が448万4,486円、徴収率につきましては41.1%であり、120万8,541円、1.8%の減となっております。しかしながら、収入未済額におきましては令和2年度の460万6,594円に對しまして、令和元年度は569万146円であり、108万3,552円が圧縮されております。このことから、収入済額と徴収率につきましては前年度よりは減少となっておりますが、収入未済額につきましては金額的には圧縮されており、滞納整理が進んでいるということが分かると思います。今後におきましても滞納者へは、現年度分につきましては年度内に完納するように指導することによりまして、新たな滞納をつくらず、滞納繰越額の圧縮を図りまして、滞納市税の完納に向けて努めていきたいと考えております。以上です。

(金子) 説明していただきまして、その中でやはり新たな対策ということで考えますと、何か新しいアイデアとか方法とかあればお聞かせいただければと思います。

(収税対策課長) 滞納繰越の考え方なのですが、新たに滞納繰越をつくらないということが一番大切だと、今収税の担当の職員はそういった意識で仕事をしております。そのためにどんな取組をしているかといいますと、先ほどちょっと説明させてもらったのですけれども、滞納者が分納で税金を納めている場合につきましては、納期を迎える現年分、今年分の税金につきましては滞納の分割払いを一時、その月はやめてもらっ

て、現年課税分を優先的に払ってもらいます。滞納繰越額の圧縮を図る方策を取っております。また、滞納のない方につきましても新たな滞納繰越をつくらないために、納税方法についていろいろ工夫はしております。以前は納付書払いだったものが口座振替という制度が入ってみたいとか、ペイジーであったりとか、最近、今年の4月1日からはペイペイであったりとかラインペイであったりとか、そういったものでも納税できるような環境、納税の環境を整えることを今考えております。全庁的にDXの推進会議の中でキャッシュレスの分科会等ありますので、そちらの場におきましてキャッシュレスで納税できるような方策について全庁的に検討してまいりたいと考えております。

以上です。

（金子）今の質問の中で、頑張っていたいているということで、確かに滞納者を初めからつくと、これは前提でございますので、その中でもどうしても常習者みたいな方というのが滞納をずっとして、一旦納めたとしても、またなってしまうとか、そういう方というのは、参考ですけれども、いらっしゃるのかどうか。そういう方については、厳しくやっぱりする必要があるかなと思うのですけれども、その点はいかがでしょう。

（収税対策課長）税金が納期を遅れて払えないという方、かなり今おるのですが、通常ですと窓口、電話等の納税相談で、今月納期の何々税がちょっと払うのが難しいのだけれどもという相談があった場合には、納期が遅れても構わないので、年度内に納めてくださいというような話をさせていただきます。結構毎月、毎月遅れがちながらも年度内に完納するような形で指導のほうはさせていただきます。出納閉鎖期間の5月末までになるべくこの繰越しがないような形で相談のほうも進めております。

以上です。

（金子）今の質問は、再々で終わりでしたっけ、3回目ですっけ。

（委員長）大丈夫だと思います。

（金子）では最後に、今の関係ですけれども、当然去年からのコロナと

ということでそういうふうな滞納にもつながる方がいらっしゃるのかなと思うのですが、そのような状況はどうでしょうか。

（収税対策課長）コロナ等の影響で収入が著しく減ってしまったと、そういう場合で納税ができませんという方につきましても、納税相談、生活の状況の聞き取りをさせていただきまして、必要があれば徴収猶予をかけてみたりとか、もっと生活がさらに困窮しているような状態の方の場合ですと、福祉の生活保護のほうにつないだりとか、そういったことを窓口で対応しております。

以上です。

（金子）次に行きます。23ページですけれども、資産管理課のところですけれども、そのところの広告放映用モニター設置使用料、これが川里支所にも言えるかなと思うのですが、このモニターについては、私の見るところでは金額も違うので、若干大きさとか何かシステムが違うのかなと思うのですが、これも毎年収入ということで上げさせていただいているわけですが、これについて使用料の値上げとか動きとかの状況についてちょっとご説明願います。

（川里支所長）今お話しのものについては、吹上支所と川里支所のほうの放映用モニター設置使用料ということでよろしいでしょうか。

（金子）はい、よろしいです。すみませんでした。お願いします。

（川里支所長）それでは、まずこの広報放映用モニター使用料につきましては、行政財産の使用料に関する条例によって設置使用者に対する使用料となっております。また、こちらにつきましては川里支所のことなのですが、窓口ロビーの柱に42インチのモニターを1台設置させていただきまして、おおむね支所開庁時間内、9時間連続して来庁者に対して広報を放映しているものです。

金額の内容につきましては、こちら使用料については3つに分かれます。1つは、土地建物使用料です。それと2つ目は、建物総合損害共済の保険料、これは両支所に係る全体の保険料になっています。それと最後にモニターの電気料ということで、まず土地建物使用料については、先ほどお話ししました行政財産の使用料に関する条例によって、土地及び建

物に適正な価格を乗じたものからモニターに対する面積を案分した後、これは1か月の金額になりますので、年間ということで12か月を掛けたものになっております。2つ目の損害共済の保険につきましては、こちらについては施設の保険料、両支所の保険料に実際にモニターが使用する面積を案分した額になっております。最後の電気料につきましては、モニターの消費電力に電力料金の単価を乗じたものになっております。金子委員さんのほうのご質問のその差額についてなのですが、一番最初にご説明しました土地建物使用料、その中の土地の使用料についてですが、こちらについては土地の適正価格に土地使用率を乗じて算出したものという形になっておりますが、その土地の適正価格というのは土地課税標準額を乗じたものという形になっております。川里支所と吹上支所を建設されている土地課税標準額、それぞれ額が違いますので、その差額が影響してこの金額の差額になっております。

以上です。

(金子) 理解できました。そうしますと、このモニターについてはこれからも設置していただければと、継続していただければと思うのですが、新しいモニターとか、そういうふうな方向性というのは検討というか、向こうとかのほうから交渉とかされていらっしゃるのかどうか、ちょっとお聞きします。

(吹上支所長) これ吹上支所、川里支所、それから市民課の前にも設置をされておまして、全体としては市民課のほうで広告会社のほうと対応を取っている状況でございます。今年度、また今後のことについては今話し合っているというところを聞いております。

以上です。

(金子) それでは、次に参ります。40ページです。埼玉県消費者行政活性化補助金、これですけれども、ちょっと昨年との比較になってしまうのですけれども、これについては補助金の基準とか、何か額が去年の半分ぐらいの額になっているので、補助金がこういうふうな形で少なくなるとちょっと寂しいなと思うのですけれども、理由等がございましたらば説明願います。

(やさしさ支援課長) 補助金が半分以下に減額となった理由ですが、補助対象外となったものとコロナで事業を実施できなかったものが減額となっております。補助対象外となったものとしまして、消費生活相談員の有給休暇、それから研修参加分の報酬が、また事業を終了したもの、または実施できなかったものとしまして、悪質電話防止装置の無料モニター事業の終了、それからコロナで実施できなかった消費生活セミナーの講師謝礼や会場使用料などが昨年度と比較して減額となっております。

以上です。

(金子) 理解できました。

それでは、次ですけれども、44ページのテレビ埼玉株主配当金ですけれども、これ昨年が3万2,000円ぐらいで、今年が4万8,000円なのですけれども、これ配当金ですので、配当率とか、そのときの状況ということで前後するかと思うのですけれども、ちょっと説明ができたならばお願いいたします。配当につきましてお願いします。

(市長政策室参事兼秘書課長) 令和2年度は、1万6,000円の増額となっております。例年普通配当、一応3,200株、市のほうで保有しているのですが、普通配当が10円なのですが、令和2年度はテレビ埼玉の開局40周年記念という形で、配当が5円上乗せになっております。そのため、配当金が15円となりまして、1万6,000円の増額となっております。

以上です。

(金子) 分かりました。そうしますと、40周年記念と、プラスアルファがあったということで。そうしますと、来年度あたりはまた同じような配当でということになるかと思うのですけれども、そういうふうな見込みでよろしいでしょうか。

(市長政策室参事兼秘書課長) 以前、35周年記念のときも5円上乗せしていただいたのですが、また通常どおり戻っておりますので、来年もそうなるかとは思いますが。

以上です。

(金子) 次でございます。これが44ページ、先ほど前委員のほうからも

質問ございましたけれども、土地の売却収入、これが1億二千幾らということでございますけれども、昨年とのやはりまた比較になってしまうのですけれども、昨年は690万ぐらいということで、今回大幅に増えているのです。ですから、例えば赤道の売却にしても、あと公営地というか、市の土地が売却できたから、これだけの額になったとは思っているのですけれども、例えば赤道とか、これについてはやはり偶然とってはなんですかけれども、令和2年度に大幅にこういうことがあったと。開発とか、何かそういうふうなものが計画的にあって、赤道とかを売却したとか、何かそういうふうな要因というものがあれば、ちょっと詳しく説明していただければと思います。

（財務部参事兼資産管理課長）この赤道等の払下げにつきましては、令和元年度が7件で、委員さんご指摘のとおり、680万円ぐらいになっております。それが令和2年度につきましては、15件になっておりますので、まず申請の件数が大幅に増えているということでございます。これについては、特に何か大きな開発があってとか、そういうことではなく、申請者からの希望によって資産管理課が受けますと、道路課等に協議をしまして、この道路であれば利用がないということで払下げの協議が整うというようなことになっておりますので、ちょっと私どもとしてもこの大幅に増えている理由についてはなかなか分からないのですが、例えばこのコロナ禍の中で自分の敷地の周りについて考える時間が増えたために、ちょっと周辺を整理してみようとかいうようなことも、もしかしたらあるかもしれないのですけれども、理由については我々もちょっとよくは分かりません。ちなみに、今年度につきましては既に18件の協議の申請がございまして、これが全て今年度中に協議が整って払下げになるかどうかというのは分からないのですが、半期で18件まで来ていますので、今後ももう少しずつ増えていくのではないかなというふうには予想しております。

（金子）そうしますと、何かこのところ非常に景気とっては変ですけれども、動きがあるということで、農地法とかの改正とか控えているから、何かいろいろ動きがあるのかなと思うのですけれども、要因はち

よっと分からないかなと思うのですけれども、承知しました。

それでは、次に54ページです。54ページが秘書課の広報紙広告掲載料です。こちらにつきましても、昨年が430万だったのが570万ということで、増えてありがたいのですけれども、これ例えば料金の値上げとか、それと広告の欄を増やしたとかいろいろな要因があるかと思うのですけれども、これについてまた説明していただければと思います。

(市長政策室参事兼秘書課長) こちら、特に料金等の増額等はしておりません。広報紙は、現在4万1,800部印刷しまして、全戸配布を行っております。実際に有料広告を掲載された方からも広告掲載の効果が感じられるという声も実際に来ておりまして、定期掲載される事業者さんですとか、継続して掲載する事業者が増えております。また、新規掲載依頼や年間契約、1年間契約されると1か月分減額されるのですが、そのような制度を使って登録される方が増えているという現状であります。以上です。

(金子) 分かりました。

この広告の掲載、利用者というか、載せたいという方ですけれども、これに関しては例えば人気があって待ちの状態なのか、それとも毎年毎年同じような人が利用していただいているのか、そういうふうなユーザーというか、動きということで、もし分かりましたらば説明願います。

(市長政策室参事兼秘書課長) やはりこちらの掲載される事業者さんが例えば葬儀社さんですとか便利屋さん、あと健康の関係のスポンサーさんが結構多くて、定期的な継続的な掲載を皆さんされている方が多いように見えます。

以上です。

(金子) それでは、最後ですけれども、これは56ページです。56ページの資産管理課さんの一番最後のところです。電話使用料のところから始まっての高圧線下補償代金ですか、こちらの項目なのですけれども、これは昨年にないような項目だと私は思ったのですけれども、これについて内容と増えた理由とか説明していただければと思います。

(財務部参事兼資産管理課長) 高圧線下の補償代金につきましては、高

圧線から一定の範囲内では建築物の建築等に制限がかかるということから、東京電力から補償費をいただいております。これにつきましては、3年契約で代金を一括納付していただいておりますことから、3年ごとに歳入があります。前は平成29年度に歳入がありまして、今回の歳入につきましては令和2年10月1日から令和5年9月30日分となっております。

以上です。

(竹田) 何点か質問いたします。

まず、15ページです。個人市民税と法人市民税で納税者が何人だったのか、そのうち均等割が何人かお伺いします。

(財務部参事兼税務課長) 市民税の均等割では、普通徴収が1万1,456人、所得割では普通徴収が9,716人となっております。

以上です。

(竹田) 法人のほう。

(財務部参事兼税務課長) すみません。失礼しました。それと特別徴収分、均等割では給与特別徴収が3万9,628人、年金特別徴収が1万1,315人、所得割では給与特別徴収が3万7,275人、年金特別徴収が6,999人となっております。

以上です。

(竹田) 法人のほうですけれども、法人のいわゆる均等割のみと、あと所得割、併せて等級というのですか、1号から8号までありますけれども、その内訳をお答えください。

(財務部参事兼税務課長) すみません。大変失礼しました。法人についてですが、市税条例の第31条の第2項で法人の第1号から第9号ということで規定されております。それは、法人の資本金等の額及び従業者数に応じて定められております。例えば資本金等の額が50億円を超える法人で、市内の従業者数が50人を超える場合が9号、それで50人以下の場合が7号、それと資本金等の額が10億を超え50億以下の法人で、従業者数が50人を超える場合が8号、50人以下の場合は7号ということで、それぞれそういうふうに分けられております。1号が1,000万以下の法人

で、従業者数が50人以下ということになっております。

それでは、各号の法人について説明いたします。まず、9号法人ですが、23社、8号が6社、7号が114社、6号が17社、5号が84社、4号が27社、3号が295社、2号が10社、1号が1,526社となっております。

以上です。

（竹田）その中で均等割のみの税金を払った企業というのは、等級ごとに分かりますか。

（財務部参事兼税務課長）法人の均等割の数ということでよろしいですか。今市内の法人数ということで、法人の数が全部で2,102社でございます。均等割の法人が……505社（P. 19「1,597社」に発言訂正）でございます。

（竹田）分かりました。

あと差押えのところに私何件か丸をつけたのですけれども、基本的には法人も個人も一緒に差し押さえしているというふうに考えますので、令和2年度で差し押さえた件数と、あと内訳についてお答えください。

（収税対策課長）令和2年度におきます差押えの件数につきましては、648件、金額にしますと1億3,410万8,632円で、令和元年度の814件、1億5,423万1,708円と比べますと、166件、2,012万3,076円の減となっております。差押えの内訳につきましては、所得税の還付金が11件、不動産が10件、預貯金が483件、保険債権が41件、給与が70件、自動車等動産につきましては1件、出資金、これは農協さんの組合員さんの出資金になりますが、これが6件、その他の債権として26件となります。

以上でございます。

（竹田）その他の中のもう少し分かる範囲でお答えください。

（収税対策課長）その他につきましては、土地を貸している債権であったりとか、あと大きいところだと年金とか、そういったものの債権になります。

以上です。

（竹田）基本的には税金を払っていただくというのは、憲法でもうたわれている納税の義務というのがありますが、一番は払えない人たちの実

情をどのようにつかんで対応しているのかというところが一番大事ですけれども、その点はどうなのでしょう。

(収税対策課長) 差押え以前に納期遅れた税金につきましては、督促状であったりとか催告書を発送いたしまして、税金の納期遅れてしまっている方から連絡があれば、納税相談に応じております。その中で生活の状況について聞き取りを丁寧に行いまして、収入の状況であるとか扶養家族の人数の関係であったりとか等々聞き取りを行いまして、本当に生活困窮で、これちょっと生活成り立たないのではないかというような場合には福祉課とか社会福祉協議会のほうにつなぎます。それ以外、税金を払えるような資力があるような方の場合ですと、分納であったりとか、分けて納めてくださいとか、そういったような納税相談になって、なるべく早い期間で完納になるような指導をしております。

以上でございます。

(委員長) 竹田委員、1時間たちましたので、ちょっと休憩を取りたいと思います。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時00分)



(開議 午前10時14分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

財務部参事兼税務課長より訂正の申出がありましたので、許可いたします。

(財務部参事兼税務課長) すみません。先ほど竹田委員のほうから法人市民税の関係で、均等割の法人は何社ですかというご質問のときに、私のほうは505社ですというお答えをしました。すみません、505社というのは所得割が出ている法人数でございます。ですから、均等割だけの法人数は1,597社になります。申し訳ございませんでした。

(委員長) ただいまの訂正の発言について許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認めます。

よって、発言の訂正は許可されました。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

(竹田) 今の発言の訂正の数を聞いて、均等割のみのほうが多いということは、今のコロナ禍の下での市内のいわゆる法人事業者の深刻さが出ているなどというふうに感じましたが、先ほどの中でいわゆる滞納差押えがあったことがありました。そんなので滞納で差押えできない人は延滞税払わなくてはいけないのですけれども、延滞金は約6,140万くらいか、出ていますけれども、では差押えの延滞率というのは、延滞率というか、税率はどのくらいなのか確認します。

(収税対策課長) 延滞金のかかる率につきましては、令和3年1月1日納期限から1か月を経過する月までが2.5%、1か月を経過する日以降につきましては8.8%となっております。

以上です。

(竹田) 今普通預金なのかどうか、0.002%しかつかない中で、8.8%というのは非常に大きいのですけれども、以前から比べたら14.6%からは下がっていますけれども、この利率の見直しというのはされているのかどうか、今後の見直しについてお答えください。

(収税対策課長) 延滞金の率の見直しにつきましては、随時毎年、毎年というわけではないですけれども、見直しは行われております。金融機関等の利子等の兼ね合いもありますので、違法に高いような率にはならないような見直しは行われております。参考までに、令和2年1月1日時点から1年前の延滞金の利率につきましては、1か月を経過する日までが2.6%、今年より0.1%高い形になります。1か月を経過する以降の日の延滞金の率につきましても8.9%、現在よりも0.1%高いような形となっております。毎年度今のところ下がってきているような状況となっております。

以上です。

(竹田) 続いて、還付額というのがあります。還付未済額というのがありますが、この還付未済額というのは出納閉鎖した時点での還付未済額

ですので、その後適切な処理をされているのかということが1点と、還付する場合は利率をつけて還付すると思うのです。その利率をお答えください。

(収税対策課長) 還付未済額につきましては、二重納付などの過誤納付によりまして発生するものでございまして、基本的には未納の税目があればそちらに充当して、充当先がない場合にはご本人様に還付するという制度がございまして。還付未済額、その後の対応につきましては、過誤納金が発生したときに還付請求書の提出について通知を出させていただきます。返すお金があるので、手続をお願いしますという通知を出させていただきます。未還付であれば、当該年度が終了する前にもう一度年度内に再度通知を発送して、極力還付未済額が生じないように、翌年度に持ち越さないような形で対応を取っております。それでも還付未済となってしまう対象につきましては、随時納付状況を確認しまして、仮に未納があればそちらのほうに充当できる形であれば優先的に充当をさせていただくような形になります。

還付する場合の利率ということですが、現在1%の率で還付の加算金というのですか、形で還付をさせていただいております。

以上です。

(竹田) 延滞税は8.8%で、還付するときは僅か1%というのがよく分かりました。

続いて、29ページであります。情報システム課の中での社会保障・税番号制度システム整備費と、あとマイナポイント事業費の補助金が出ています。これ国から来ているのですけれども、この間の累計額をお答えください。

(ICT推進課長) まず、社会保障・税番号制度システム整備費補助金ですが、こちら平成26年度から令和2年度の合計でございまして。合計額が1億1,048万9,000円でございます。もう一つのマイナポイント事業費補助金、こちらが令和元年、令和2年の2か年の合計額でございまして、933万4,000円でございます。

以上です。

(竹田) 今年度デジタル庁ができましたけれども、いわゆるデジタル化に向けてシステム改修をするたびに税額が増えて、援助金が増えて、国の支出が増えて、この間明らかになったのは、6回のシステム改修で費用が10倍になっているということも明らかになりましたが、この中で社会保障番号制度システム整備費が、これが1億1,000万補助されています。それに伴ういわゆる職員の負担というのはどのくらい減ったのかということは、何か検証されていますか。

(ICT推進課長) こちらの補助金につきましては、国が自治体中間サーバーのシステム設計、構築、運用に係る費用に対する補助金となっております。マイナンバー制度が始まりまして、これまで紙、通知等他団体への照会をしていたものがマイナンバー制度の中でネットワークを通じて情報照会ができるというところで、そういったところでは職員の事務負担軽減にはつながっているかと思いますが、ちょっと具体的にその辺がどれくらいかというところの検証はしてございません。以上です。

(竹田) とにかくマイナンバーカードを普及するために市民課の窓口がもういっぱいになってしまって、本館にあった市民課の窓口をマイナンバーカード専用の本庁舎に移して、人をあえて雇って、このマイナンバーカードの普及のために国はどんどん補助金出しているわけです。だから、検証されていないと言いましたけれども、マイナンバーカード発行に伴う人の配置は増えているというふうに私は認識していますが、この認識でよいかどうか確認します。

(ICT推進課長) 市民課の職員の配置ということなのですが、まず昨年度につきましてはマイナンバーの交付が始まりまして5年経過したところで、中に登載されています電子証明書、こちらの更新時期、それとやはりマイナポイント事業でのカードの交付の増というところでちょっとお客様が多かったのかなと思います。それに対応して、市民課のほうで人員の対応をしたものだと考えております。以上です。

(竹田) 分かりました。2,300件の市でサポートした件数がありますとい

うのは昨日の答弁でお答えになりましたけれども、そのためにあえて市民課の窓口を本庁舎に移したという要因などもありますので、本当に経費の削減になっているのかというところは今後検証していただきたいということを申し述べて、次に移ります。

これ歳出のほうでもあるのですけれども、57ページのやさしさ支援課、男女共同参画推進事業の清算金があります。清算の内訳と今後の見通しについてお答えください。

（やさしさ支援課長）こちらの清算金につきましては、こちらの男女共同のつどい実行委員会の解散に伴う清算金となっております。この金額につきましては令和元年度の繰越金額を返還したのになります。今後の見通しですが、実行委員会による集いというのは今後できなくなってしまうのですけれども、男女共同参画啓発イベントというのは今後は人権を守る市民のつどいなどと統合して、市主催で実施する予定であります。

以上です。

（竹田）実行委員会に参加していた方から伺ったのは、やり手がなくて高齢化しているということで、男女共同参画のつどいもとてもいい取組だったのですけれども、なくなってしまうということなのですけれども、引き続き引き継がれるということと、とりわけ今ジェンダーフリーの問題はこれからの大事な課題ですので、大いに大きく盛り上げていただきたいのと、参加団体が女性団体が主にやっているの、女性が今まで多かったと思うのです。そういう点であると、男性の参加をどう促していくかというところが今後の政策的な課題となっていくと思うのですけれども、そこら辺は何か見通しというのはあるのでしょうか。

（やさしさ支援課長）これまで男女共同のつどいでは、参加者につきまして広くPTA等に動員をかけるような形で実施しております。実行委員会には女性のほうがやはり多いのですけれども、実際参加者にはかなり男性の方もいらしていただいておりますので、今後も男性が参加できるような形を検討して実施してまいりたいと思います。

以上です。

(竹田) 続いて、65ページです。財政課の担当のふるさと総合緑道整備事業債です。ここの整備事業債の中には、市道H-223号線の計画というのは含まれているかどうか確認します。

(財務部参事兼財政課長) ふるさと総合緑道の整備事業債についてのご回答をさせていただきます。

地方債の歳出につきましては、それぞれの各常任委員会に付託されていることから、財政課でお答えさせていただくのは地方債の積算根拠という形になります。今回借りています570万につきましては、対象事業費としますとふるさと総合緑道の整備工事の部分として借入れを行っているものになっております。その中に市道H-223号線は、対象として令和2年度では借受けを行っておりません。

以上です。

(竹田) では、最後の質問になります。

67ページの中に小学校の施設改修事業債と、あと中学校の施設改修事業債が含まれています。この事業は、公共施設等総合管理計画の中でのいわゆる長寿命化計画などもあると思うのですけれども、長寿命化計画の中の一環の事業なのか、それはたまたま発生した事業なのか、ちょっと確認をしたいと思います。

(財務部参事兼財政課長) 小学校、中学校の改修事業債についてお答えさせていただきます。

本地方債につきましては、学校教育施設等整備事業債、こちらを活用して小中学校のトイレの改修工事や屋上等の防水工事を実施したのになります。公共施設等総合管理計画での個別施設計画、こちらのほうが令和3年度に策定できたことから、今回の借入れに関しては長寿命化に係るものではございません。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

続いて、議案第88号 令和2年度鴻巣市一般会計決算認定についてのう

ち本委員会に付託された部分の歳出について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 11 時 18 分)



(開議 午後零時 56 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で説明が終わりました。これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(坂本) それでは、質疑をさせていただきますけれども、まず最初に私はどこの部分で聞いていいか分からなかったのだけれども、職員管理について最初に聞きたいと思います。

この中で、近隣の自治体の中で大変精神的に悩んで、休職が多いのだよという話聞いたのです。鴻巣市の実態はどうかなと思って、今回これ聞かせてもらおうと思ったのですけれども、今の休職の状態について実態はどうか1回説明をお願いします。

(職員課長) お答えいたします。

令和2年度病休ということなのですが、30日以上長期の病休者でございます。令和2年度は30人が30日以上長期の病休者となっております。また、さらに90日以上、分限休職ということになりますけれども、これが15人という状況でございます。

(坂本) その中で内訳というか、病休でもいろいろあると思うのです。だから、その内訳はどういうふうになっているかお聞かせ願いたい。

(職員課長) まず、30日以上長期病休者30人の内訳ですけれども、うち9人が妊娠悪阻というものがあまして、つわりの強いものというふう聞いております。あるいは、切迫早産など妊娠に関係する分の病休等が9人、それ以外の鬱病ですとか、メンタル面が21人となっております。それと、分限休職の方につきましては、15人中12人がメンタル面での内容となっております。

以上です。

(坂本) この状態は、今までの例年のそういう中では上限についてはどうなのでしょうか。多くなってきたのか、そのあれではないと、減っているのか、その辺については。

(職員課長) 令和元年度との比較でございます。30日以上長期病休者につきましては、令和元年度、14人、分限休職については8人ということですので、倍近い数字になっておる状況でございます。

(坂本) それはどういう理由で、そういう増えているかということは大変なことかなと思うのだけれども、全てが分かるわけではないけれども、職員課の中で主な要因というか、そういうのはどのように考えていますか。

(職員課長) 長期病休に至る職員につきましては、長期の休みに入る前に職員相談等で内容が寄せられることが多くあります。そういった中で業務が合わないというふうな、合わないというか、ちょっと苦手な部分があるという方もいらっしゃいますし、環境が変わったことによって慣れない、なじめないというふうな部分もありますし、あるいはこれだけ人がいますと人間関係によってちょっとメンタル面でというふうな不調を訴えるというふうな話を聞いております。

(坂本) それで、休業に入ってしまったというのは、これはもう本当に大変なことだと思うのですけれども、そのほかにそういう中で分限で降格するとか、降給、給料が下がるのではないけれども、そういう部分もあると思うのですけれども、それらについてはどうなのでしょうか。

(職員課長) 降任につきましては、今その職場の職員について当該本人がその職務を全うできない、これはこの職では自分が職責を果たせないというふうに判断をした結果、職を下がって仕事をしたい、続けたいというふうな形、あるいはその関係によって部署の変更を行うと、そういった形がございます。

(坂本) そういうことはあってはならないのだけれども、何人かはそういう人もいると思うのです。それらをなるべく出さないような管理体制というのをやっぱりしっかりやっていただきたいと思いますので、その辺を今後も頑張ってもらっていただきたいと思います。

では、次に参ります。73ページの総務費の行政事務法律相談事業、これについては相談件数と主な内容、それらが分かればお願いいたします。

(総務課長) 令和2年の相談件数は49件となっています。具体的な内容としましては、例えば新型コロナウイルス感染症による休館だとかイベント中止に伴う委託料の変更についてだったりとか、あと固定資産税の納税義務者についてだったりとか、あとは弁護士法23条の2に基づく弁護士会からの照会への対応についてなどがあります。

以上です。

(坂本) これらは、解決したかどうかというのは分かるのでしょうか。

(総務課長) 相談されて、その後解決したかどうかというところまではなかなか把握はし切れない部分がありまして、中には解決したと思っていたけれども、二、三年後になってまた再燃したとか、そういうような話もありますので、なかなかそこはちょっと判断難しいところだと思いますけれども、ただ新型コロナのイベントの中止だったりとか、そういった部分については解決はしているのではないかと考えております。

以上です。

(坂本) それでは、次に行きます。

79ページの総務費、行政不服審査会運営事業、審査会に係る事柄はどのくらいあるのか。件数はどのくらいあるのか、まずは。

(総務課長) 行政不服審査法が平成28年の4月から全面改正されまして、その後の件数で申し上げますと、全部で7件受理しております。

以上でございます。

(坂本) この7件の内容というのは、どんな内容か分かりますか。

(総務課長) 7件の内容でございますが、給与の差押えに関するものが2件、あとは市民税に関するものが1件、あとは資産税関係に関する審査請求が3件、あと介護関係に関するものが1件の合計7件となっております。

以上です。

(坂本) なかなかこれがどういうふうになればなくなるかというのは難しいと思うのですが、給与の差押えだとか、そういうことになる

とやっぱり大変なことだなと思いますので、丁寧にこういうことは対応できれば、行政としてもきちんとやっていただければ問題解決になっていくと思うので、これ以上はお聞きしません。

では、次行きます。83ページの資産管理課の除草委託料とあるのですが、資産管理課で持っている土地の管理ですけれども、どのくらいあるのか私なんか分からないので、全てがそういうふうになっているのかどうか分からないけれども、主な場所というか、どういう状況なのか教えていただきたいです。

（財務部参事兼資産管理課長）除草委託料につきましては、市有地の除草を業務委託として発注している委託料になっております。昨年度は8件の業務委託を発注しております、上谷、鎌塚、榎戸、吹上富士見、吹上本町、大芦にある6か所の市有地につきましてはシルバー人材センターにお願いをいたしました。また、広田地内の2か所の市有地、広田土地区画整理事業地内の資産管理課で管理している市有地、それから南、ひばり野、人形地内の市有地につきましては市内の造園業者にお願いしました。また、滝馬室地内に市有地がありまして、こちらにつきましては地元の自治会にお願いをしております。

以上です。

（坂本）ちなみに、年に1回の除草というような状況ですか。それとも何回か繰り返しやるのかな。

（財務部参事兼資産管理課長）例えばシルバー人材センターに発注しておりますものにつきましては、年に3回をお願いしております。あと広田の区画整理地内の場合には、昨年度は年に6回の除草を行いました。以上です。

（坂本）分かりました。

次に行きます。85ページの資産管理課、やはり備品購入費で公用車が買われておりますけれども、この公用車についてどの車種とか配分先というかな、それはどういうふうになっているのかお願いいたします。

（財務部参事兼資産管理課長）令和2年度におきましては、合わせて7台の車両を新規に購入しております。うち2台が普通車で、5台は軽と

なっております。公用車につきましては、資産管理課が管理している共用車と各課が管理しているものがありまして、新規に購入した車につきましては、基本的には資産管理課管理の共用車として使用することにしております。各課が管理している車に買換えの必要が生じた場合には、共用車を各課管理に移しまして、その分共用車の新車を補填をしております。令和2年度共用車から教育総務課に2台、給食センター、つつみ学園、道路課、パスポートセンター、箕田公民館に各1台の7台を移動しまして、新規に購入した7台を資産管理課管理の共有車にしております。

以上です。

(坂本) こういう車両の入替えというのは、通常何年が基準になっているのですか。

(財務部参事兼資産管理課長) 一応目安といたしましては10万キロを目安としておりまして、13年経過するか、または10万キロを超えているというようなものを入替えの対象としております。

(坂本) それでは、次に参ります。87ページの資産管理課の庁用バス運行管理事業でございますけれども、これ例年だと700万とかそのくらいの金額が行っているのですけれども、今回コロナでほとんどそういう事業はなかったと、先ほどの説明だと3件ぐらいだったかな、3件だったっけね、これ出たというのは。そういう活用があったというのを聞いたのですけれども、その辺をもう一回お願いします。8台だけ。

(財務部参事兼資産管理課長) ご指摘のとおり令和2年度は、コロナの影響で例年に比べ庁用バスの利用が大幅に減少しております。令和2年度の庁用バスの利用実績としましては、11月に保育所の年長児遠足で大型車1台、中型車7台の合計8台、この1件だけの利用があったのみとなっております。

(坂本) 分かりました。

次に行きます。87ページの契約検査課、電子入札共同運営事業のところでもいいと思うのですけれども、私は前にこの委員会でも総合評価について確認させていただいたことあるのですけれども、大分総合評価の方式

の入札で、毎回入札情報ということで我々に報告がありますけれども、総合評価と一般競争入札のどちらにするかという基準が分からないのです。それについてももしあれば教えていただきたい。

（契約検査課長）まず、一般競争入札につきましては、鴻巣市一般競争入札に関する取扱施行基準によりまして、設計金額が1,000万以上のものに対して適用すると定められております。また、総合評価入札につきましては、鴻巣市総合評価方式活用ガイドラインにおきまして、総合評価方式の対象は一般競争入札で実施する工事から選定するものとなっております。いずれも設計金額が1,000万円以上のものでございますが、総合評価方式入札案件の選定につきましては工事発注課で行っているものでございます。

（坂本）工事発注課でこれを総合評価でやろうということを決めるということだと思えるのですけれども、その基準というのはどういうものがあるのだろう。

（契約検査課長）工事発注課におきまして、工事の規模であったり場所、それから施工時期や全体の工期、そういったものを勘案して選定しているものと考えております。

（坂本）規模だとか場所、時期、これらのことで、ではこれは総合評価、これは一般競争入札というような形で分けるという、どうも分からないのです、その辺が。もっとここにではこういう事業についてはこういう基準でやりますよというのは、そういうきちんとしたものはないのかな。

（契約検査課長）実際工事発注課のほうで選定しておりますので、具体的なものは契約検査のほうでちょっと把握はできておりませんが。

（坂本）ということは、工事発注課のほうでやっぱり入札に決定するという基準みたいなのはそっちが持っている可能性があるということかな。

（契約検査課長）具体的な基準等ではなくて、先ほど申し上げたようにやっぱり工事の規模であったり、そういったものを勘案して年度ごとに選定しているものと考えております。

(坂本) これ以上やっても出てこないようなので、次に行きます。
最後ですけれども、119ページ、特別定額給付金給付プロジェクトの特別定額給付金給付事業ということで、大分大きなお金が出ています。これは国の事業なので、ここにいる皆さんも取りあえずいただいているのかなと思っているのですけれども、給付の状況、結果について、もらえるわけなのだけれども、いただかなかったという人もいると思うのです。その辺についてはどのくらいの状況なのか教えていただきたい。

(市長政策室参事兼総合政策課長) こちら給付プロジェクトのほうで、総合政策課の所管のほうで事業のほうを実施させていただいております。実施時期は令和2年5月7日から8月17日まで受付を行いました。給付対象世帯数が5万572世帯、給付対象者数11万8,186人に対しまして、給付の世帯数は5万370世帯、こちら99.6%になります。給付者数につきましては11万7,957人、こちらは99.8%となっております。未給付の方に関しては229人となりまして、その方の詳細につきましては申請を行わなかった人、それから申請の前に亡くなられた方、それと申請はしましたけれども、給付のほうの辞退をされた方になっております。

(坂本) ということは、給付されなかった229人全てが分かっているということですよ。

(市長政策室参事兼総合政策課長) 未申請の方につきましては、連絡が取れなかった、郵便のほうも届かなかったという方も含まれております。

(坂本) この事業は、鴻巣は給付が早かったと多分褒められていたかなと思っているのです。それは行政の皆さん方が努力した結果だと思います。それはご苦労さまでしたと私も言いたいと思います。今後は、今政府の中でまたこういうふうなことをやるかどうか考えているようなところもあるので、もしこれからこういうことが再びあるということになれば、またしっかりと頑張っていたきたいと思います。

以上で終わります。

(田中) それでは、質問をさせていただきます。

まず、89ページなのですけれども、ふるさと納税促進事業の記念品はどんなものかということで一応質問通告しているのですが、これ先ほど歳

入のところでちょっと答えがちゃちゃちゃと出たのですけれども、ここ数年の品物の流れというか、どんなものが数年出されているのかということと、今後はどのようなものを出していくのかということでお聞きいたします。

（市長政策室参事兼総合政策課長） それでは、お答えいたします。

品物につきましては、昨年の順位を申し上げますと、件数別ですともち麦関係が1位で、花が2位、3位が低糖質パンとなっております。金額別ですと、ひな人形、もち麦関係、台車という形になっております。今年度は、件数別ですともち麦、台車、低糖質パン、金額別ですとひな人形、台車、もち麦という形で、上位のものについてはおおむね変動はないような形になっておりますが、台車が昨年は特に新たなものを商品として出しまして、非常に人気が高くなっております。

（田中） では、これからどんなものが考えていくのかということと、金額的なものというのがどの辺りを金額で返礼をしていくのかということをお聞きします。

（市長政策室参事兼総合政策課長） これからにつきましては、新たな製品も委託事業者を通していろいろ増やしていく形で考えておりますが、中でも常光の梨とか低糖質パン、それから卵も伸びておりまして、こちらについては同じ商品でも定期便を設定したり、梨ですと先行予約をできるようにしたりということで件数、金額とも非常に伸びておりますので、そういった工夫も今後はしていきたいと思っております。それと、金額につきましては、ひな人形から当然日常生活用品、コンタクトのケア用品等ございますけれども、幅広い金額のほうを設定していきまして、多くの方に寄附をいただけるようにしていきたいと考えております。

（田中） 一応答弁いただきましたので、おおよそ今後もずっと継続してこの事業をやっていくのではないかなど、だから一応利益が残るようにとか、していただければというふうに考えるところです。

それでは、次に91ページなのですけれども、周年記念事業、合併記念ソング制作委託料50万というのが出ていると思うのですけれども、私が聞きたいのは、これはもう一応払って、歌の権利全てを鴻巣市のほうで取

得したのかなというふうに思うのですが、いろんなところに使うに当たってさくまさんにお金を払う部分が生じるのかどうかというところをちょっとお聞きしたいのですが。

（市長政策室参事兼総合政策課長）記念ソングにつきましては、さくまひできさんに制作していただいて、15周年記念で披露して、現在は市内の小中学校のほかイベント等での活用をしておるところでございますが、市が楽曲を使う際、使用料等がかからない形になっております。さくまひできさんと楽曲権利に関する契約書を結びまして、市が自由に使用できることとなっております。

（田中）一応そういう契約になって、一応その他のお金はかからないということでもいいかなというふうには考えるところですが、これがいろんな事業に使われて、皆さん喜んでいただいている、お金もかからないということであれば、これは非常によいことではないかなというふうに考えるところですが。

次に、最後になってしまうかと思うのですが、93ページ、上のほうなのですが、総合振興計画審議会委員は報酬が15万円ですか、載っていると思うのですがけれども、これはどのような職業というか、どのような人であったのかということと、審議の内容、期間はどの程度であったのかということをお聞きしたいのですが。

（市長政策室参事兼総合政策課長）こちらの審議会につきましては、委員は10名で、委員の内訳としましては、前期基本計画の策定時に副会長を務めていただいた方をはじめとしまして、6つの政策の関係団体から識見委員として7名、公募委員3名の合計10名となっております。また、審議の内容につきましては、基本構想の見直しが妥当かどうか、また2点目として後期基本計画における政策展開の方向について、こちらの2点について審議をいただきました。期間につきましては、第1回を令和2年10月28日、2回目を12月16日、3回目、3年の1月21日、こちら3回審議をしていただきました。

以上でございます。

（田中）一応今の答弁で推測すると、1名だけだったかどうか分からない

いのですけれども、旧の前期基本計画のときにいた人がいるということで、流れは分かっているのかなと思うのですけれども、もう一度確認なのですけれども、前にいた人、あと職業的というか、その辺の専門知識がある人かどうかというところをちょっとお聞きします。

（市長政策室参事兼総合政策課長）前期基本計画の策定時に委員を務めていただいた方については2名おります。先ほど申し上げた1名の方が会長を務めていただきまして、こちらは大学の教授、また社会保険労務士等の資格を有した方でありまして、もう一人につきましては、こちらものづくり大学の大学院の教授で、こちらの方は都市計画審議会のほうにも出席をして、審議委員として出ていただける方でございます。

（田中）最後になりますけれども、今のメンバーの男女比についてお聞きします。

（市長政策室参事兼総合政策課長）こちら男性が6名、女性が4名といった内訳になっております。

（金子）それでは、何点か質問いたします。

76ページ、職員研修事業でございます。こちらはちょっとやはり昨年と比べますと結構増えてはいますが、その中でも旅費等が、研修旅費というのが結構増えてはいますが、これ職員研修ということでございますので、その内容と旅費が増えた理由とかがあればお示しください。

（職員課長）お答えいたします。

職員研修事業、2年度、非常に金額が増加しておりますけれども、これ職員1名を令和元年12月1日から令和4年3月31日まで、一般財団法人の自治体国際化協会のシドニー事務所のほうに派遣をしております、その関係で増えております。一方で、歳入としてかかった経費のうち約254万はこちらのほうに納入がされるものでございます。

（金子）内容については分かりました。そうしますと、研修事業ということで、職員研修のほう为例えば1回が2回になったとか、2回が3回になったとか、そういうので増えたというわけではないわけですね。ちょっと確認します。

（職員課長）一方で、純粹な職員研修のほうでございますけれども、昨

年新型コロナの影響によりまして、出張しての研修というのが非常に少なくなっておりますので、そういったことで金額自体は元年度に比べましては約37万ほど少なくなっておりますけれども、研修が延期になった、そういった部分で回数は少なくなっている部分がございます。

（金子）分かりました。

それでは、次ですけれども、その下の下ですけれども、人事給与・職員総合事務システム事業ということで、昨年度あたりはこの2つの事業が別々だったのです。これを2つを1つにすると、金額的には同じような感じになっておりますけれども、これを統合した理由とか、それでメリット、デメリットとかあればお示しいただければと思います。

（職員課長）人事給与・職員総合事務システムでございますけれども、導入当初は人事給与システムが先に導入をされておりました、その後いわゆる職員の事務システムが後から導入をされたというところで、導入時期が別々になりますので、事務事業を別に持っておりました。そうした中で今回、昨年、令和2年度に更新を行うタイミングがありまして、そこで事業を統合ということで、それ以前からもこの両システムについては連携をして行っていた部分でございます。

（金子）そうしますと、単純に今までシステムが2台とかあったものが今度は1台で済むと、それか1台1台のものが相互連携をしてシステム上うまく連動しているというふうな感じなのか、そのところをちょっと説明をお願いします。

（職員課長）システムの内容自体は2つなのですけれども、連携して1つのシステムとして動いているという形でございます。

（金子）それでは、次ですけれども、84ページです。84ページの本庁舎の維持管理事業の中で、本庁舎の改修とかは数年前に行われて、大分きれいになって、あまり壊れるものもないのではないかなと思われる面もあるのですけれども、この中の施設の修繕費、これ864万ということで結構大きいですね。これについてはその内訳と、そういうふうな大改修が終わった後で壊れるものが発生してしまったのか、それとも長年の経年の中で替えなくてはならないというものがこの時点で出たのか、内容

等についてちょっと説明をお願いいたします。

（財務部参事兼資産管理課長）本庁舎の施設の修繕料につきましては、今ご指摘のとおり設備機器などにつきましてはやはり経年劣化等がありますので、修繕が必要になればその部分の修繕を行っておりますので、毎年度比較的増や減があるようなものになっております。その中で昨年度は、特に防災備蓄センターの新築工事に先行いたしまして、ごみ置場の移設ですとか喫煙所の移設ですとか、こういったようなものを行ったほか、春に機構改革というか、組織の移動がありまして、下水道課が2階から1階に移るとか、農業委員会が1階から2階に移るといようなことで、そういったサインの変更とかを行ったということで増えておりまして、令和元年度に比べまして460万円ほど増加して、860万円というようなことになっております。

以上です。

（金子）そうしますと、令和2年度だけということ、ちょっとそういう移動とかいろいろあって、調整が必要だということ、新しいものが壊れたということではないわけですね。そこをちょっと確認します。

（財務部参事兼資産管理課長）新しく入れたものが壊れたというものではなくて、古いものです。例えば本庁舎でしたら、窓とかは前回の改修でもほぼいじっていないので、ちょっと窓の不具合が出ているとか、そういったようなことでの改修が生じております。

（金子）了解しました。

それでは、次に88ページです。ふるさと納税の促進事業の関係でございますけれども、そのやはり委託料、こちらがふるさと納税事務委託料、これが1,179万ということで、これも昨年よりも増加した内容です。委託ということで民間のほうで今調整して、非常にうまくサービス、きめ細かにしていることは確かなのですけれども、これについてちょっと額の増加した理由とか、何か内容がございましたらばお示しく下さい。

（市長政策室参事兼総合政策課長）こちら委託の内容としまして、寄附額の10%を目安に委託料という形になっておりますので、寄附額が昨年度、令和元年度が7,295万8,000円に対して令和2年度、9,655万3,000円

となっておりますので、寄附額が増加となりますと委託料も増加となります。

(金子) 分かりました。そうすると、確かにふるさと納税が事業として額が増えれば、委託のほうも増えるということで、いい連鎖反応ということになるかとは思うのですけれども、了解いたしました。

それでは、次ですけれども、90ページですけれども、90ページのシティプロモーション推進事業でございます。こちらに関しましては状況と成果ということで、何か非常に進んだ点がありましたらお示しいただければと思います。

(市長政策室参事兼総合政策課長) こちらは、市制65周年と合併15周年の記念事業として動画コンテストを開催するほか、鴻巣版GIGAスクールのPR動画の制作も実施しまして、動画コンテストにつきましては多くの市民の方にも応募していただきまして、受賞者の方でも鴻巣市民の方もおりまして、また鴻巣版のGIGAスクールの動画につきましては市民の子どもとか保護者、学校の先生等に参加をしていただいて、制作ができました。こちらにつきましてはこういった市民が参加していただいたということで、市民協働によるシティプロモーションというものが推進できているものと認識しております。

(金子) 了解いたしました。

それでは、次ですけれども、その下の周年記念事業でございます。このところの報償費として出演者謝礼でございます。こちら私の記憶ですと観光大使の方あたりが、音月桂さんですか、あたりが司会されたと。あと観光大使の方がさくまひできさんあたりは歌とか出演されたと思うのですけれども、こちらの内容、ちょっとお聞かせいただければと思います。

それと、もう一つ、金額的に見ると非常にリーズナブルというか、結構低い額でということで私は思っているのですけれども、これについては観光大使をそういうふうな形でしていただいた場合には安くなるのか、それともこれが鴻巣の妥当な値段というか、謝礼ではないかというような判断の下にされているのか、また例えば客寄せというか、人寄せでは

ないですけれども、有名な芸能人呼べばそれだけの金額がかかってしまうという面もあるかと思うのですけれども、そういうものが方向としては今後も行政としてはどのような立ち位置で、どのような方向でこれからも推進されるのか、周年記念式典ですので、また来年、再来年というわけにはいきませんが、やはり方向づけということで考えていくのも必要かなと思いますので、その点についてお聞かせください。

(市長政策室参事兼総合政策課長) こちらの出演者の謝礼ということで、さくまひできさん、音月桂さん、7万円掛ける2名ということで、14万円の計算となっております。こちらの金額につきましては、やはり15周年のお祝いということで、お二方、鴻巣の出身の方ですので、金額のほうもご協力いただいたのではないかと推測しております。今後につきましては、委員おっしゃるとおり記念事業というのはなかなかあるものではございませんので、今後シティプロモーションの活動についても、こういった観光大使等ご協力いただきながら進めていきたいというふうに思っております。

(金子) 分かりました。

それでは、次ですけれども、今の周年記念事業の中の需用費なのですが、施設修繕費ということでかかっていますけれども、周年記念事業をすることに対して何か修繕することが発生したのかどうかということで、これで内容についてちょっとお聞かせください。

(市長政策室参事兼総合政策課長) こちらは花と緑の都市宣言に当たりまして、市役所本庁舎入り口の都市宣言の看板、それから鴻巣駅の自由通路にも看板がございまして、そちらに新たな都市宣言を加えるため、修繕を行ったものでございます。

(金子) 分かりました。ということは、壊れたのではなくて、新たに追加のような、施設のほうの追加という形で理解いたしました。

それでは、最後になりますけれども、402ページです。財政のほうで借入金利子償還費でございまして、利子のという感じで、利子ということで書いてありますので、これが昨年に比べまして、額的に見ると5,000万円ぐらい償還のときに利子のほうの償還が減っておりますけれども、

ども、これについてはやはり利子が安くなっている、それをどんどん返したから安く結果としてはなったというような感じなのか、その内容につきまして、状況につきましてちょっとお聞かせください。

（財務部参事兼財政課長）利子の減額の要因について申し上げさせていただきます。

各年度の利子につきましては、その翌年に新たな借入れはあるものの、主に前年度末の残高に対しての金額が翌年の利子に発生します。平成30年度末の残高を申し上げますと、約461億9,000万円に對しまして、令和元年度末の残高は約447億3,000万円となっていることから、借入金の利子も減少したものと考えております。また、臨時財政対策債につきましても、借入期間20年でやっております、10年で見直しを採用しています。10年前で高利で借り入れたものが令和2年に借換えをしたときに低利に借換えができたことも減額の要因と考えております。

以上です。

（金子）そうしますと、そういうふうないろいろ見直しとか、高い金利のものはうまく安く、安くというか、調整できたということで、金利的には安くなるということで理解してよろしいわけですね。

（財務部参事兼財政課長）委員のおっしゃるとおり、先ほどの臨時財政対策債の借換の例でちょっと1つ参考に申し上げますと、平成22年度に借り入れたものに関しましては、当時の利率が1.2%でありました。それに対しまして、今回、令和2年度に借換をさせていただいたものの利率は0.008%となっておりますので、額としては減額となっております。

以上です。

（中野）それでは、通告してあるとおりにやっていきます。

まず、議会運営委員会請求資料の中で不用額について資料を出されておりますが、そこで執行率50%未満かつ不用額が500万円以上の各事業の詳細についてお聞きしたい、理由を含めて、ということが1点目であります。

（職員課長）職員課のほうにおきまして、執行率50%未満かつ500万以上

のものがございます。内容としましては、会計年度任用職員等雇用事業でございます。この事業、各課における産休、育休、長期病休職員の代替とか、突発的な臨時的な業務が発生したり、増加したりする場合に対応するために、職員課のほうで職員課予算で会計年度任用職員を任用するための予算を計上しておるものでございます。予算額が2,469万3,000円に対しまして、残額1,438万812円ですけれども、内容としまして、予算を作成時に翌年度に産休、育休を予定をしている職員の人数に加えて、予測ができない突発的な産休、育休の人数も合わせて予算に計上しておるところですけれども、令和2年度は予定している産休、育休のための会計年度任用職員を18人と突発的な産休、育休発生分として2人分、業務の増加ですとか病休対応ということで5人分、計25人分の会計年度任用職員を任用する予算を組んでおりました。そうしたところ、令和2年度の産休、育休で代替を必要とした職員として任用した会計年度任用職員は16人おりました。それと、業務増加等による任用が16人ということでございます。それから、病休職員の代替ということで3人、計35人おるのですけれども、任用期間が予算上は1年間、12か月を見っておりますけれども、会計年度任用職員、ご承知のとおり年度の途中でも任用ができます。また、産休、育休に入るタイミング、明けるタイミング、病気に入るタイミング等いろいろありまして、結果として予算残が発生したものでございます。

(中野) あとはないの。

(委員長) ほかに答弁は。

(中野) あとはないのですか。

(財務部参事兼財政課長) 中野委員のご質問の中で、執行率50%未満、不用額500万円以上の詳細ということなのですが、政策総務に付託されているものに関しましては、先ほどの職員課のもののみになっております。他の事業に関しましては、他の委員会に付託になっておりますので、その詳細に関しては他の常任委員会のほうで審議されているものと思いますので、本委員会での答弁は差し控えさせていただければと思っております。

以上です。

(中野) では、当委員会については職員課ということで、今答弁がございました。主にこれは保育所が主ですね。

(職員課長) 職員課のほうで令和2年度に任用しました職員につきましては、市役所、本庁舎内で勤務している正規職員の代替に係るものでございます。

(中野) そうすると、少なくとも産休だとか育休だとかいうことで予算上18人取っていると。私は、これはやっぱり女性が主だと、男性も育休取ってはいけないというあれはないのだからとは思いますが、主には女性のほうが多いというのが実態です。そういう中でこの予算の取り方として、計上の仕方として、やはりこれまで例えば令和1年度、それから平成32年度、31年度と遡っていったときに過去の実績等が必ずあると思うのです。そういうものを基にして当然予算計上をしていくのではなかろうかとは思いますが、あまりにも産休だとか育休というのは18人なんというふうに考えると、それはそういうものを遡って出しているものなのか、ちょっと多いのではないかという気がするのです、その辺伺います。

(職員課長) 中野委員おっしゃるとおり、令和2年度確かに多いのですが、では令和元年度どれくらいだったかといいますと、臨時職員、当時なのですけれども、賃金として約2,000万が臨時職員の任用の賃金として支出がございました。任用者数は、そのときは40人ということで任用があります。また、今年度なのですけれども、令和3年度につきましては、やはり今年度は多くて、予算残額としては今700万ほどということになっておる状況なので、これは年度によってなかなか見抜けないところがございます。

以上です。

(中野) ということになると、その年度によってかなりばらつきがあるというふうな答弁がありました。ということになると、予算を計上するときに何を基にして予算計上するのか。つまり私が言いたいのは、50%程度の不用額を出すということは、予算計上した上のときに多く見積も

っているような気がしてならないのです。その辺で今何を基にしてこういう予算を積算していくのかについて、再度ちょっと伺いたいのですが。

（職員課長）まず、次年度の予算を組む際に次年度に産休、育休を予定している職員の情報がまず職員課のほうに入ってまいります。その部分につきましては予算計上をしております。なお、正規職員1人に対しまして、会計年度任用職員、2人まで充てることを想定しておるところでございます。そして、実際に産休、育休職員が発生した場合に原課のほうと調整をしまして、人数を1人にするのか、2人任用するのかということでの話になってきて、人数の変更が生じたりして乖離が生じるものでございます。

（中野）そうすると、担当課としては例えば令和2年度の予算計上については誤りがなかったという考えでいらっしゃるのかどうか。再三私申し上げますように、こういう予算をつくる時には歳入が少なめに、歳出は多めにというのが大体原則なのです。だけれども、あまりにも不用額が多いというところが目についたものですから、では先ほど申し上げましたように、令和2年度の予算を積算してつくったことについては、結果的に50%未満の不用額出たけれども、予算作成上、担当課として間違いなかったというふうに今でも考えておられるのか、そこを伺います。

（職員課長）予算を作成する上で必要な情報を収集して、作成していったものと考えてございますので、そういうふうな考えでございます。以上です。

（中野）次行きます。2点目は繰越金についてです。これは、本来的に予算を作成する上で繰越金を計上しておくというのはいかがなものかという、私はそういう考えを持っているわけですが、しかし実際には本市の場合毎年毎年必ず予算を計上するときに繰越金を入れています。そうしないと予算作成できないのかなというような、言わば資金がショートしてしまうというようなことなのかとは思いますが、少なくともこの令和2年度は当初予算ではこれたしか7億の予算計上をしていたのです、繰越金として。実際決算してみると、17億7,762万3,000円が繰越金であります。そうすると、実際当初7億ですから、そういう点でいうと、

決算してみると10億ぐらい実際多くなってきたわけでありまして。この点について担当の財政課かな、これは、どのようにお考えになっているのか伺っておきたいと思えます。

(財務部参事兼財政課長)繰越金の考えについてですけれども、この17億7,762万3,000円のうち約9,400万円は、令和2年度への繰越事業の一般財源として繰越しをさせていただいております。残りのご指摘いただく部分といたしますと、約16億8,300万円についてですけれども、こちらが純粋な繰越額となっております。その内容を内訳として申し上げますと、歳入では税收や3月に確定する財政課で所管しています各種交付金、そちらのほうの歳入超過となった部分がそれぞれの要因を含めると約3億1,300万円、それと歳出の不用額として約13億7,000万円となっております。この歳出の不用額の内訳といたしますと、扶助費であることとか、市民の皆様から申請があつて交付する補助費、そちらのほうは年度末まで事業が確定することができないため、なかなか減額補正が難しかったものと考えております。

以上になります。

(中野) そうすると、今の答弁でいうと、約13億が今言った扶助費なり補助費ですか、これらについては令和2年度の決算締め切った段階で、以降発生するというものなのですか。つまり令和3年度になって発生するというものなのですか。

(財務部参事兼財政課長) この13億7,000万円、令和2年度の決算ですから、令和2年度の出納整理期間とかでも発生する可能性がある。ですから、4、5月までは発生する可能性があるものとして、担当部署のほうはまだ事業は確定していないので減額し切れないという判断をしているもの、全部が全て扶助費、補助費ではありませんけれども、そういった判断を担当部署でしているものの積み上げの結果となっております。

以上です。

(中野) そうすると、不用額がたしか13億と言っていましたよね。そういうことになると、予算を作成する上でいかなものかという疑問が出るのです。不用額13億なんていう金額、それはやっぱり予算を組むとき

の各担当課のそれぞれの課の予算の積算をしていくときの、あるいは財政当局とのヒアリング、最終的にやりますよね。予算の最終、その段階での言わば各担当課の予算の積算と、それに基づく最後のヒアリング、こういうものとの関係においてどのように考えるのか。13億もの不用額が出てしまうという、それはきちっと各担当課の積算金額と、それから担当の財政課とのヒアリング、この辺のやっぱり関係をどのようにしていくのか。

（財務部参事兼財政課長） 予算の考え方、編成の考え方についてご説明させていただきます。

先ほど中野委員が職員課のほうの質問の中で、歳入は厳しめに、歳出は若干多めにと、これはもう予算編成の原則になっております。予算編成の歳出を組むに当たりますと、担当部署が各業者の事業者から見積りを徴収していただきます。見積徴収していただいた中で、想定額を一番高いところと安いところの間を取るとか、3者ぐらい取ったうちの真ん中を取るとかという形のもの、それと工事系であれば県のシステムを活用して積算をしていただいて、設計書を組ませていただきます。そちらの額を基に編成をさせていただきます。その結果、工事系であれば入札の差金とかそういうものが生じますので、だんだん事業の積み重ねというものが先ほどの13億まで膨れ上がってしまう。鴻巣市の事業は1,000事業ぐらいありますので、その1個1個の積み上げというものがトータルとすると13億、財政課としますとなるべくヒアリングではその辺の積算とか、あと扶助費に関しては前年の決算とかと、あと直近の伸び率というものを推計して各課からは上げていただいて、その中でヒアリングをした中で令和2年度に関してはこの額が適当であろうという判断をして、計上をさせていただきます。

以上です。

（中野） そうすると、今財政課長のほうから説明ありましたけれども、当初申し上げましたように当初予算を計上するときにやはりこの繰越金というものを当てにしなければ予算編成できないという、そういうようなことについて、つまり私は繰越金を最初から予算編成上入れることに

ついて、いかがなものかというふうに私は思っているわけですから、その辺をどういうふうに考えます、財政課として。

(財務部参事兼財政課長) 当初予算から繰越金を発生するという予算を組むということは、前年の予算が歳出だけのことを考えればそんなに使われないということを想定したような予算編成になってしまうこともあるかと思います。また、ただ先ほど一番最初に申し上げました歳入が予定外の収入があるときもあるのが事実ですので、そういった意味で7億がそれは適正かどうかということはあるとは思いますがけれども、他市も確認している中で繰越金を全く入れていないというところの予算は私が調べた限りほとんどありませんでしたので、何らかの金額は計上しているのは通常なのかなとは考えております。

以上です。

(中野) 次に行きます。

(委員長) 中野委員、ではもう1時間たちましたので、ちょっと休憩をしたいと思います。いいですか。

(中野) 今。

(委員長) はい。

(中野) いいですよ。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時01分)

(開議 午後2時18分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(中野) それでは、次の質問に行きます。

ページ数で406ページに実質収支に関する調書がございます。その中で令和2年度は、歳入総額と歳出総額で20億1,800万の収入増ということの中で、そのうち繰越明許費の繰越額が2億5,500万で結局実質17億6,300万が実質収支額になるのです。その下に実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額というのはゼロになっているのです。ということは、私は本来これ財政調整基金に全部入れるべきではないか

と書いていたら、そういうのではなくて、これ今回の補正、要するに令和3年度の運転資金の中に入ってくるということなのですからけれども、なぜこの言わば財政調整基金に積まないのかということについてお聞きしたいと思います。

（財務部参事兼財政課長）こちらの委員の先ほどのご質問のところですが、歳計余剰金の処分というところになりまして、各会計年度において決算剰余金を生じたときは翌年度の歳入に編入しなければならない、ただし条例の定めるところにより、または普通地方公共団体の議会の議決により剰余金の全部または一部を翌年度に繰り越さないで基金に編入することができるというところの条文になっております。こちら鴻巣市の場合ですと、今まで当初予算で財政調整基金を繰入れをさせていただいておりました。当初予算でいくと約13億、その後の5号補正までで約2億ぐらい繰入れをさせていただいています。繰入れをしながら積立てとかをするというと単純に予算総額の増額だけになってしまいますので、今のところ繰り入れているものを戻させていただいている、積立てをせずに繰入金額を調整して予算総額を下げているというような調整を今のところはさせていただいております。

以上になります。

（中野）なぜ私が言ったか、財政調整基金にこだわるかということ、各種積立基金があるのだけれども、やっぱりひものついていない財政調整基金だと何かのとき、万が一のときに取り崩せると。特に今年度の場合、あるいは令和2年度、令和3年度、恐らく令和4年度もそうなるのではないかと思います、コロナ株、これがさらに変異をしていくわけです。もう今はやっているコロナは、既に日本の国では2件ぐらい出たかな、ミューとかいう株が出ています。そうすると、その対策というのは突然出てくるようなことだってあり得る。取りあえずは国からの臨時財政特例債等々も、臨時財政繰入金ですか、というのはあるかと思います、市としてそういう財政調整基金なんかには言わば積み立てていくということが大事だと、大切なことだと思って今回こういう質問をしているわけですが、そうすると今の答弁では鴻巣市はやはり剰余金が出たときは言

わばその年、令和2年度だったら翌年の、今令和3年ですが、令和3年度のところに繰り入れていくということで、今後も引き続きそういう方向でいくのかどうかについて伺っておきます。

（財務部参事兼財政課長）先ほどのご質問ですけれども、ここ数年、委員の皆様もご存じのとおり当初予算で約10億規模の最初に財政調整基金からの繰入れを行っております。剰余金が出た際にはまずその剰余金、繰り入れているものをなくしていく行為をすることとさせていただいております。ですので、昨年度の当初予算でいきますと約13億繰り入れていますので、来年度当初予算編成においても今年度と同じことをするだけでほぼほぼ同じ金額が繰り入れていかなければならない可能性がありますので、来年もし剰余金が出た場合は同じような措置をしていくことと考えております。

以上になります。

（中野）それでは、4点目に行きます。

同じくこのページ数でいうと、財産に関する調書があります。その中で4番目だったかな、基金という内訳があるかと思えます。4ですね、基金、ページ数は420ページですけれども、これがよく見ると公共施設等整備基金とか財政調整基金コウノトリの里づくり（P48、「コウノトリの里づくり」に発言訂正）などの基金がどういうわけか有価証券ではなくて、全て現金で保有をしているわけです。質問者は、恐らく現金で保有しているというのは何かあったときにやっぱりすぐ使えるというような性格のものが現金で持っているのではないかと思っはいますが、そういう想像はしていますが、まず現金で保有している理由について伺っていきたいと思えます。

（会計課長）現在基金につきましては、債券運用と現金預金での管理を行っております。債券運用は比較的長期にわたることから、すぐに現金化することが難しく、目的や使途が決まっている基金については、取崩しがあった場合に支障がないよう現金として保有をしております。現金として保有をしているのですが、現金で保有しております基金につきましても、取崩しの時期等を所管課に確認した上で年度内の範囲で定期預

金の運用は行っております。

（中野）先ほど私、財政調整基金コウノトリの里づくりと言ったのは、コウノトリの里づくりにちょっと訂正させていただきますが、例えばコウノトリの里づくりとか公共施設整備基金なんていうのは、私は現金で持っている必要はないのではないかという気がするのです。金額もかなり大きい金額になりますから、これはある意味利子は低い、利息は大変低いとはいえ、そういう点ではやっぱりある程度現金で持っていたのでは一銭も利息つかないのだから、そういう点ではたとえ低いといえども言わばそういう有価証券なりで、あるいは預金等で持っているほうがいいのではないかと思うのです。例えば先ほど申しあげました公共施設等整備基金、これそんなに急がなければいけないようなものなのかよく分かりません。その辺について再度伺っておきたいと思います。特に今例えばひなちゃん子育て応援基金なんて、これ1億1,600万も現金で持っていることになって、決算書でいうと。これやっぱり私どこかに預けられて、少しでも利子収入を稼ぐというようなことが必要だと思うのですが、その点についてまた再度伺っておきたいと思います。

（会計課長）先ほどご指摘のありました基金につきましてなのですが、会計課のほうでは所管課のほうが取崩し等の考えを持っており、事業に使うために取崩しの考えを持っておりますので、お預かりをして、運用をさせていただいているところなのですが、現金で保有しております基金につきましては、先ほど申しあげたとおり少しでも運用ができるように定期のほうを組んでおりまして、令和2年度に定期のほうを組ませていただきました結果で申し上げますと、基金の総額で申し上げますと57億2,000万円を定期のほうで組ませていただいております。期間につきましては令和2年4月17日から9月30日までの166日間、同じく開始日が4月17日から3月、翌年度、令和3年3月19日までの336日間での運用を行いました。運用益につきましては、定期預金での運用益は79万5,259円という形になっております。今現在利率が定期預金のほうも非常に低いのですが、なるべく運用をして、少しでも利益が稼げるような運用をしております。

(中野) 分かりました。しかし、我々にもそういうのは分かりやすくしてほしいという一つの例として、この基金の中に不動産、土地建物、動産、有価証券、現金となっているのです。そういう点ではここに例えば今会計課長が説明したように、例えば現金というともうすぐ現金だと思うから、今運用で77万稼いだわけでしょう、57億あって。そうだったらそこにやっぱり各基金のところに例えば現金に対しての表現は預金になるのか、預金の中には普通預金も定期預金も種類があるわけだから、そういう表示を今後していただきたい。でないと、現金となると本当に現金だと思うから、有価証券だったら有価証券で分かるから、そこは分かりやすく、我々にも分かりやすいような基金のところに今言った土地、不動産、動産、有価証券、現金しかないのだから、その上に例えば預金というふうに記載していただいたほうが分かりやすいと思うのですが、その辺いかがでしょうか。

(会計課長) こちらの決算書の様式につきましては、地方自治法施行規則のほうで決まっております、こちらの様式が鴻巣市の場合におきましてもその様式を満たすものと考えております。こちらの表と合わせまして決算報告書、財政課のほうで出されています40ページのほうに基金の関係の積立てと取崩しの金額が分かるものと、あと監査委員のほうから出されています決算意見書、こちらの46ページから49ページに基金の状況のほうが載っておりますので、そちらのほうを併せて確認をしていただきたいと思っております。

(委員長) 中野委員、もう過ぎていきます。最後に。

(中野) 今言ったように、確かに決算書の中で今会計課長が言ったようにそれぞれ出ているというのは分かりましたけれども、だから一目見て分かるという意味では確かに自治法で定められているかもしれないのだけれども、一目で見て分かるようにできないのですか。例えば自治法で定められているのであれば、別の紙で一覧表を作ってもらえば分かりやすいよね、我々にとっても。そういうような工夫というかな、そういうことをしてもらいたいのですけれども、これだとそれぞれに分かれているからということなので、いかがでしょうか。

(会計課長) 様式につきましては決まりがありますので、こちらを委員おっしゃるとおり変更することはできませんが、今後分かりやすく表示ができるかどうかというのを検討してまいりたいと思います。

以上です。

(竹田) 資料請求でいろいろとご多用の中そろえていただいておりますこと、まず最初に感謝申し上げます。

その中での資料請求に基づいて質問していきたいと思います。職員の全体の、まずここには一般会計上の職員が主に説明されました。あと下水道とかいろいろあるよというのをご説明いただいて、最終的に令和2年度の職員というのは全体で何人だったのかということと、あと男女比で教えてください。

(職員課長) 令和2年度につきましては、総数が696人でございます。男女につきましては、男性が369人、女性が327人でございます。

(竹田) 分かりました。ということで696人、そのうち分限休業で90日以上で15人休んでおられるということで、先ほどその理由としてメンタルの方が多いよというご説明でしたけれども、人間関係というのは何ゆえに、いわゆる職場環境の中で関係だから、相手がいれば自分もいるということですから、人間関係で悩んでいるとって私一番思うのは、今非常に忙しいですよね。コロナでそうでなくても緊張して、まず自分が感染しないように気をつけなければいけない、相手も感染させないように気をつけなければいけないというだけでももうストレス抱えながら、かつ業務をこなすというところでは職員自身が忙しい中でやって、相手にいろんなことを親切に教えてくださいといってもそれどころではなくて、なかなか教えてくれないという関係の中で、ある職員の方が言っていました。自分のことは一生懸命やるけれども、聞かれるとその人に教えてあげなければいけない。その人に教えてあげなければいけないということは、自分の時間が少なくなるから、なかなか親切に教えてもらえなくて、非常に大変な思いをすると。かつ異動になったときには1週間前に異動の告示があって、1週間でもこなさなければいけないということ考えたときに、今の職員の配置の問題や異動の期間の問題、かつそう

いう仕事を覚えなければならないという、全体的にもっと私は考えていかなければならないと、最終的に任命権者がどうするかというので決めるわけですけれども、職員の全体の人間関係をどう培っていくのかということと、余裕の持った職員体制をつくること、かつ困ったときに教えられる、教え合う関係をつくるというところでの配慮というのはこの間どのようにされているのかを伺います。

（職員課長）職場の人間関係の部分でございます。

人事異動、毎年ございます。そういった中で新しい環境に職場とともに人間関係も新しくなる、その中で新しい同僚ができ、上司ができる、そういった中で業務が分からない部分は教える、また教えるほうもそうですけれども、教えられるほうもそれぞれ同じ職員ですので、まず好き嫌いというふうな面ではなくて、業務遂行という部分を中心にやっていただきたいというふうなことがあります。なかなか人間関係の部分というのは難しいところがあります。ただ、お給料をいただいてやっているわけですので、好き嫌いではないという部分も社会人として認識してやってもらいたいというのを職員相談等ではお話ししているところでございます。また、異動の時期でございます。新年度の1週間程度前に内示をしておりますが、それから引継ぎ書等を作成をしまして、新年度直前に場所の移動等を行っております。そういった中で、早い人につきましては年度内での事務の引継ぎも行っておりますが、その1週間の中で全ての業務が引き継げるというふうには思っておりません。また、新年度に入ってから、業務を遂行しながら、実際にいろいろな資料を見ながら、体験しながら覚えていくという部分もございます。そういった部分を全くなしで人事異動というふうな部分も想定はしておりませんので、公務員生活長くやっていく中で、こういった形で引継ぎ書を作って、伝えて、また聞いてとっていくのはコミュニケーションを図りながらやってくださいというのも、相談があった場合にはお話ししているところでございます。

（竹田）分かりましたが、今の課長の話を聞くと、シビアな職場だなというのを私は感じました。1週間以内にいろいろなことを片づけて、か

つ後任の方にまとめる資料も作らなければいけない。かつ先方との関係でも、自分は次の人に教えなければいけないということと、教えてもらわなければいけない関係を1週間でやるということは、土日も出なければいけないのと、今年度のように下水道部は下に移ったのです。農政課も移りましたよね。みんなここの本庁舎の1、2階はレイアウトも変える、レイアウトも変えるために職員が出てきて、かつ新たな部署にやらなければいけないという、こういうハードな組立てをしながら、かつ残った仕事をやらなければならない。ですから、私ある方、申し上げたことあると思うのですけれども、12時まで働いていた女性職員がいたのです。お子さんを育てているお母さんが12時まで働かなければ仕事が終わらない環境をつくっていることそのものが私は問題があると思っているのです。だから、さっきの696人と申して、そのうち15人は分限休業ということは、マイナスの680人で回しているというふうに言わざるを得ない環境ですから、やっぱり私はもっともっと職員の皆さんが元気で働いて、ストレスのない環境で働いていただくのがにこにここと接することもできると思うので、本来残業時間今示していただいています、何人なのか分かりませんが、1人当たり平均の残業時間はどのくらいですか。

（職員課長）1人当たりの時間外勤務の時間でございますけれども、令和2年度につきましては9.3時間でございます。

（竹田）確かにアンバランスがありますので、でも先ほど申し上げたとおり12時まで帰れないとシンデレラのような仕事をしている方もいるわけですから、やはり職場の全体を配慮して見るのが私は職員課の仕事だと思いますし、それを任命する市長の姿勢かなというふうに思うのです。ですから、そういう中で出てくるのは、仕事の残業が多いのはあなたの能力ですよ、効率が悪いのではないですかということは職場の中では言っていないですよ。そこを確認します。

（職員課長）能力の個別の発言について私のほうで確認をしているということではございませんが、少なくとも同じ職場の中で同じ目標に向かっていく中で、あなたの能力がというふうなことはないと思います。それぞれ上司は、部下に対してやる気、モチベーションを上げるような形、

それから同僚はやはり困っている部分がありましたら協力をするということで、実際に時間外勤務が多いところにつきましては担当を超えた業務の平準化、それで収まらなければ課内、またそれでも収まらなければ部内という形での対応をするようにそれぞれ所属のほうにも話をしていますし、機会があるごとに総務部長を含めお話をさせていただいているところでございます。

（竹田）ということは、メンタルな部分で休んでいる方というのは、何ゆえに発生するのですか。人間関係だというふうに先ほどおっしゃっていましたよね。では、人間関係の中で心を病んでしまうような関係があるから職場に来れないという状況があるのではないですか。そういうところでいうと、私はいわゆる能力があるとかないとか、そんなストレートに言わないにしろ、それに近いような部分というのはあるのではないかと、だから心を病んでしまう、真面目だからこそ心を病むのです。一生懸命やろうとするからこそ心を病むのです。チャランポランだったらならないのです、メンタルの人は。そう考えたときに、本当に鴻巣の職員は真面目がゆえに心を病む。その心を病まないような環境をどうつくるかが私は職員課ですし、15人も休んでいる、かつそこに補充もないというところはどうでしょうか。温かさが感じる職場環境をどうつくろうとしているのか伺います。

（職員課長）15人分限休職いるというお話をさせていただいて、全てが人間関係という部分ではございません。ほんの一部、ほんのというのはあれですけれども、一部分でございます。それ以外にも毎年の人事異動の中で希望をできるだけかなえてあげられるような人事の配慮というのも行っておりますし、またそうした配慮をした中でも新しい職場でメンタル的に病んでしまうという部分があります。なぜそういうふうな状況になるのかというのも面談のときにお聞きしたりはします。中には自分でもどうしてこういうふうに気持ちが落ち込んでしまうのかが分からないというふうなことがあります。そういうときに職員課のほうでお尋ねするのは、では先生に、主治医がいるわけですけれども、そういった先生のアドバイスはどうなのではないかとということで、まずはそういった

職員の方に対しましてはゆっくり静養していただいて、主治医の指導の下、まずは休んでいただくということでお話をさせていただいております。

（竹田）分かりました。1つ、今一部の人というふうにおっしゃいましたけれども、先ほど15人のうちメンタルで休んでいる方は15分の12だというふうにご説明なさいましたよね。ということは、一部ではないのです。大半というふうに訂正していただきたいと思います。

（職員課長）12人につきまして、それが人間関係ということではなく、例えば業務が合わないであるとか、職場の環境、それは人間関係以外の部分の物理的な環境になじめないですとか、そういった部分があります。

（竹田）分かりました。では、本当に今確かに皆さんも大変です。真面目だからこそこういう大変な環境にあるということは重々承知しておりますので、職員の皆さんが本当に元気で頑張っただけことが住民サービスへの向上につながりますので、来年度の決算を、また令和3年度の決算をやるときにこの問題は改善されているかどうか検証していきたいと思います。

そうした中で、生理休暇を取っている職員はどのくらいおられますか。

（職員課長）生理休暇の取得状況でございます。

常勤職員で令和2年度は、2名の方が取得をしております。

（竹田）327人の女性職員がいて、そういう中で2名ということは何のように評価されますか。

（職員課長）評価というのは難しい部分なのですが、制度がある中で利用をされているということ、ほかの方につきましては例えば年次有給休暇を取得しているのかもしれませんが、生理休暇の取得が少ないことについて調査とかいうことはしておりません。

（竹田）生理の貧困の問題も含めて女性の体の問題で今いわゆる月経困難者と言われる人たちが増えているのだそうです。ですから、男性の皆さんというのはそう体験できないことですが、無理しなくてもいいのだよということをやっぱりアピールする必要があると思うのです。ですから、無理していることが次の段階になっていくので、327人のうち

2人しか取っていないという、この現実には私ぜひ直視していただきたい。生理休暇は、権利としてあるのですということをぜひ徹底していただきたいと思いますが、どのように徹底するお考えがあるかお示してください。

(職員課長) 生理休暇一つを取り上げまして周知徹底ということというのではなく、職員の休暇制度いろいろございます。そういった中で年度当初に、今年度もですけれども、職員の休暇制度について全庁的に見られる掲示板のほうにその制度を掲示を出しております、今年度また後期計画を定めました特定事業主行動計画の中でも併せて休暇制度について今年度周知をしてございます。今後また秋の人事ヒアリング等も予定してございます。所属長にはそういった休暇制度の部分、また生理休暇というふうな部分もありますので、女性の体に配慮した勤務というふうなこともお話をしてみたいと考えております。

(竹田) その中で出していただいた管理職、本当は課長以上ではないですね。副課長クラスも管理職にはなると思うのですけれども、女性と男性の割合で92人中男性が78、女性14です。30%、今いろんな分野で女性の社会進出という点で言われています。そういう点からいうと、先ほどの生理休暇の問題も含めて、やはり女性が中でいろんな政策決定とか、そこに参加するという点での女性の登用の問題は今後どのように考えられるかお伺いします。

(職員課長) 女性の登用につきましては、まず平成27年8月、女性活躍推進法が制定をされております。そういったものを踏まえまして、平成28年4月には前期の特定事業主行動計画を策定いたしました。また、今年度、先ほども申し上げましたように後期の特定事業主行動計画を定めております。そういった中で女性職員の配置や登用についても記載をしてございます。本市としましては、登用に当たっては男女の区別をなく、人事評価ですとか勤務実績、適正、経験等を多方面から検討いたしまして、女性の登用にも努めてまいりたいと考えております。

(竹田) 女性の登用の問題でこういう事実はないですか。例えば今育児休暇取っている人は29人です。育児休暇を1年取るのか、2年取るのか、3年取るかによって次のポストが決まってくると。ですから、3年取っ

て職場に戻ったら、違う人が次のこういう、わたりですから、ランクにいて、結局育児休暇やそういう人が短かった人が課長職になっていたというふうなことをおっしゃっていた方がいたのです。そういうことはないですか。育児休暇を3年取ろうと1年取ろうと、そういうふさわしい人が課長職にはなっていくということの受け止めでよいのかどうか、実態をお答えください。

（職員課長）長期の育児休業をしたことによって昇格等が遅れたというふうに聞いていることはございません。また、職員課のほうとしましては、そういった育児休業を取ってもきちんとそういったものを経て業務を行い、また昇任、昇格をしていくというすばらしいロールモデルの参考となれば、次から続く女性職員も現れると思いますので、そういったところはぜひ進めていきたいと考えております。

（竹田）続いて、出していただいた会計年度任用職員の問題でお聞きします。

全体で534人です。そのうち圧倒的には女性が多く、20時間以上勤務している人が161人となっています。ということは、120時間以上勤務する人には一時金を支給しているということですが、国の基準としたら15時間以上を一時金の支給としています。20時間と15時間の考え方、その差というのはどこから出てくるのか伺います。

（職員課長）竹田委員おっしゃるように、国の示すマニュアルでは週の勤務時間が15.5時間未満、マニュアルのほうで15.5時間という区切りがございます。これ本市のほうで期末手当の支給のラインをどこに設定するかというふうなことでございましたけれども、本市では雇用関係における一番下の社会保障ラインである雇用保険加入義務の週20時間となる職員への支給を考えて職員組合との協議を行い、合意に至って、現在に至るものでございます。

（竹田）私は、国の言うとおりに国からいろんなものが示されてくることを待っていて、職員のサービスの宣誓に関するものを待っていた。国のやるとおりにやっているにもかかわらず、ここだけは国のとおりにではないのです。かつ15.5時間というのは、その人たちを外すことによって、20時

間にすることによって一時金の支給額も少なくても済むわけです。そう考えたときに、私は534人という方がいなければ、鴻巣市のいわゆる住民サービスは回っていかないわけです、いろんな分野で。例えば保育所なんかは正規の職員のほかに会計年度任用職員がいるから保育のサービスが提供できたり、教育委員会もいきいき先生がいたりとするのも全て行政の全体の大事な役割だというふうに考えるのですが、この受け止めは共通の認識になりますか、伺います。

（職員課長）職員の任用等の考えでございます。

職員の正規職員の人数、配置、それから業務の遂行につきましては、正規職員の配置を原則としつつも再任用職員、あるいは任期付職員、会計年度任用職員といったそれぞれいろいろな職員の形態がございます。そういったものを総合的に勘案しまして、適正な職員配置を行って業務を遂行できたらというふうに考えております。

（竹田）そういう人たちがいるから適正な業務ができるという認識ですね。そうしたら、その人たちに全てに15.5時間以下、20時間以下でもその人のいわゆる給与の部分が基本になると思うのですけれども、給与を一時金を支給するということは考えられるかどうか伺います。

（職員課長）会計年度任用職員、週の勤務時間にかかわらず期末手当というお話でございますけれども、国のマニュアル15.5時間、それとも整合がないというお話でございますけれども、パートタイム会計年度任用職員につきましては、期末手当の支給をすることができるという、できる規定になっております。そういった中でしなくてもいいという選択もあるわけですが、やはりそういった部分ではなく、期末手当の支給というのを設定を考えた、そういった中でどこにラインを置くかというところですが、繰り返しになりますけれども、社会保障の一番下のラインであります雇用保険のところまで交渉を経まして、20時間以上ということで設定しております。

（竹田）続いて、77ページの「広報かがやき」発行業務について伺います。

議会の議決事項と発行時ということで、ちょっと確認をしていきます。

この9月議会で、コロナ対策として水道基本料金を免除すると。10月、11月検針からやるということですから、当然10月の広報には免除になりますよということをお知らせすると思うのですが、その認識でいいかどうか、まず確認します。

（市長政策室参事兼秘書課長）水道の基本料金の減免につきまして、10月、11月実施するのであれば、9月15日号に掲載されるかと思えます。

（竹田）9月のということは、10月15日付ですよ。議決も決まっていないうのに、広報に載せる段階では原文作るのですよね。原文作って、月末に校正をして、月初めに印刷にかけて、もう9月15日には各戸に渡る体制になっているということは、議会の議決がされていないにもかかわらず、載せるということ「広報かがやき」ではやるのですか、確認します。

（市長政策室参事兼秘書課長）通常広報の作成に当たりましては、2か月前に原稿の提出を原課から受けまして、その後レイアウトを広報のほうでした後に作成をしてまいります。通常9月15日の広報であれば、7月末が原稿締切りで、出張校正等ありまして、印刷の校了日が9月の上旬に通常なります。私のほうもちょっと勉強不足で申し訳ないのですが、先ほども委員さんがおっしゃいました水道料金の減免に関しては、9月15日広報には掲載されていないという形になりますけれども。

（何事か声あり）

（市長政策室参事兼秘書課長）10月の原稿も私もすみません、確認していないのでちょっと分からないのですが。

（竹田）では、ちょっと伝え方が悪かったのだと思います。この議会で水道料金の基本料金を免除ということが議決されるのは9月24日ですよ。10月の検針から始まるのですよね。10月の広報には、この水道料金の10月の検針分から減免になりますよというのを載せるのですかと確認したのです。

（何事か声あり）

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午後3時02分）



(開議 午後3時04分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(市長政策室参事兼秘書課長) 大変申し訳ございませんでした。今水道課のほうに原稿の確認をいたしました。10月15日掲載予定で今現在動いているそうです。

(竹田) ということは、もう10月15日付に載せるということは、準備始めているということですよ。だから、議会に出した時点ではもう原稿を作成しているということは、議会の議決権との関係でどうなのかということをお伺いしたいのです。

(市長政策室参事兼秘書課長) 議決事項については、議会の議決をいただいてから広報紙等で周知すべきであることは十分承知しております。ただ、早期に市民の皆さんへ周知する内容ですとか、広報紙の作成スケジュール等の都合でやむを得ず議会議決前に広報紙の作成業務に取りかかってしまう場合、この場合には広報の紙面の中で、市議会で審議予定であり、変更となる場合がありますと付記させていただくなどして広報作成の業務に今取りかかっております。

以上です。

(竹田) とにかく議会が議決するものだということでこの間進めている事例がちょっと目につくものですから、あえて申し上げました。

続いて、79ページです。行政情報発信事業、これで情報公開度、いわゆる結構ホームページにいろいろなものを載せるというのが多くなってきました。紙ベースでは少なくなっているのですけれども、その時点で情報公開度はどのように自己評価されていますか。

(市長政策室参事兼秘書課長) 現在広報のほうでは、ライン公式アカウント、ツイッター、ユーチューブ等のSNSを最大限活用しまして、いろんな情報を職員一丸となって積極的な情報発信に努めております。その中で、令和元年度のまちづくり報告書の中で市からの情報量、内容に満足している市民の割合を見ますと、91.4%の方が満足していただいているという情報がございます。ですので、自己評価についてはおおむね

満点だと考えております。

(委員長) 竹田委員、もう過ぎていきますので、これ最後にしてください。

(竹田) それで、情報公開の中で、例えば鴻巣市で私たちもよく例規集を見るのですけれども、例規集では当然条例は出ています。だけれども、条例の次の施行規則とか要綱というのは課によって全然違うのです。いわゆる行政が実施する部分を市民に公表しないというのは、これは本来行政の側の説明責任が果たせていないというふうに私は思うのですが、そういう点からいうと条例のほかに施行規則とか要綱とか、そういうものというのは載せるご予定があるのかどうか、何ゆえにこれまで載せなかったのかも含めてお答えください。

(総務課長) ただいまの質問でございますが、現在庁舎内で見るとホームページで見ると、若干差異がございます。今年度そちらを見直しをしまして、今まで庁内でしか見れないものにつきましても、庁外にも見れるような形を今進めております。今まで閲覧できなかった理由としましては、当初、平成14年まで遡ってしまうのですけれども、当時は紙の例規集で、紙の例規集に掲載されているものについては全て公開、そのときに各課で保有している要綱等を集めて、その中でそれまでは総務課のほうも例規審査等を行っていないものも多数ありましたので、順次審査をしていく中で公開していこうということで今まで来ていたわけなのですけれども、若干差異があったということで、そこは見直ししていきたいと。あとはもう一点、出さなかった理由としましては、市長決裁のもの等は特に外部に発信する必要もないだろうという判断もありましたので、外部には出していなかったということもあります。

以上でございます。

(委員長) 竹田委員、もう過ぎていきますので、終わりにしてください。

これ何度もやっていますので、終わりにしてください。

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(竹田) しっかりしたのは本会議でやりますが、ちょっと指摘事項だけしておきます。

マイナンバーカードのマイナポイントの問題や賑わい創出交流拠点整備事業など市民要求とはかけ離れた内容が決算にされていますので、反対します。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第88号 令和2年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第88号は原案のとおり認定されました。

以上で、付託されました案件の審査は全部終了しました。

これをもちまして政策総務常任委員会を閉会いたします。

なお、会議録の調製及び委員長報告書につきましては、委員長に一任願います。

ご苦労さまでした。

(閉会 午後3時10分)